

教育行政基本条例 H24. 1. 30 府市統合本部後の修正内容

H24.1.30 府市統合本部提出版	議會上程版
目次 前文 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 教育振興基本計画（第三条・第四条） 第三章 開かれた教育行政（第五条・第六条） 第四章 市町村との関係（第七条—第九条） 附則	目次 前文 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 教育振興基本計画（第三条・第四条） 第三章 開かれた教育行政（第五条—第七条） 第四章 市町村との関係（第八条—第十条） 附則
<p>[前文]</p> <p>教育は、社会の礎を形作る営みであり、子どもたちが、<u>自らの力や個性を最大限に發揮して豊かな未来を切り開いていくことが府民全ての願いである。</u></p> <p>大阪が大切にしてきた、違いを認め合い、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育を更に発展させるとともに、グローバル化の進展など、これから大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、子どもたちが育った地域と大阪に誇りを持ち、力強く生き抜き、次代を担う自立した大人となっていけるよう、確かな学力や豊かな人間性、健やかな体を育んでいかなければならない。</p> <p>教育に求められる役割や<u>地域住民及び保護者</u>のニーズがこれまでにも増して大きく、かつ、多様になっていることを踏まえ、教育に<u>関わる</u>全ての者が大阪の教育の振興に一層の努力を尽くすことを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>[前文]</p> <p>教育は、社会の礎を形作る営みであり、子どもたちが自らの力や個性を最大限に發揮して豊かな未来を切り開いていくことは、府民全ての願いである。</p> <p><u>そのためには、大阪が大切にしてきた、違いを認め合い、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育を更に発展させるとともに、グローバル化の進展など、これから大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、子どもたちが育った地域と大阪に誇りを持ち、力強く生き抜き、次代の社会を担う自立した大人となっていけるよう、確かな学力や豊かな人間性、健やかな体を育んでいかなければならない。</u></p> <p>これまで、社会経済情勢の変化や住民の声が教育に十分に反映されてきたかを問い合わせ、より確かな教育行政を推進するためには、選挙を通じて民意を代表する議会及び首長と教育委員会及び学校組織とが、法令に従って、ともに役割を担い、協力し、補完し合うことが必要である。</p> <p>教育に求められる役割や<u>保護者及び地域住民</u>のニーズが、これまでにも増して大きく、かつ、多様になっていることを踏まえ、教育に<u>関与する</u>全ての者が大阪の教育の振興に一層の努力を尽くすことを決意し、この条例を制定する。</p>
第一章 総則 (目的)	第一章 総則 (目的)

H24.1.30 府市統合本部提出版	議會上程版
<p>第一条 この条例は、<u>大阪府の教育行政に関する基本となる事項を定め、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）及び知事が相互に協力しながら、それぞれの責任を果たし、地域住民及び保護者のニーズをくみ取り、もって、子どもたちに将来にわたって必要となる力を育む大阪の教育の振興に資することを目的とする。</u></p> <p><u>(委員会及び知事の役割分担)</u></p> <p>第二条 委員会及び知事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「地方教育行政法」という。）第二十三条及び第二十四条に規定する職務権限に基づき、適切な役割分担の下に、<u>大阪の教育の振興に関する施策の充実を図らなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第二章 教育振興基本計画 (教育振興基本計画の策定等)</p> <p>第三条 府は、<u>教育振興基本計画（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十七条第二項に規定する計画をいう。以下「基本計画」という。）</u>を定めなければならない。</p>	<p>第一条 この条例は、府の教育行政に関し基本となる事項を定め、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）及び知事が相互に協力しながら、それぞれの責任を果たし、<u>保護者及び地域住民その他の関係者（以下「保護者等」という。）</u>のニーズを踏まえつつ、子どもたちにとて将来にわたって必要となる力を育む教育の振興に資することを目的とする。</p> <p><u>(委員会と知事との役割分担)</u></p> <p>第二条 委員会及び知事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「地方教育行政法」という。）第二十三条及び第二十四条に規定する職務権限に基づき、適切な役割分担の下に、<u>府における教育の振興に関する施策の充実を図らなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第二章 教育振興基本計画 (教育振興基本計画の策定義務)</p> <p>第三条 府は、<u>教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十七条第二項に規定する基本的な計画（以下「基本計画」という。）</u>を定めなければならない。</p>
<p>第四条 知事は、委員会と協議して、基本計画の案を作成するものとする。</p> <p>2 基本計画は、<u>府議会の議決すべき事件</u>とする。</p> <p>3 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>大阪の教育の振興に関する基本的な目標及び施策の大綱</u> 二 前号に掲げるもののほか、<u>大阪の教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</u> <p>4 (略)</p> <p>5 知事は、第二項の規定による府議会の議決があったときは、遅滞なく基本計画を公表しなければならない。</p> <p>6 基本計画の見直しは、おおむね五年ごとに行うものとし、第二項及び前</p>	<p><u>(教育振興基本計画の策定手続)</u></p> <p>第四条 知事は、委員会と協議して、基本計画の案を作成するものとする。</p> <p>2 基本計画は、<u>大阪府議会の議決を経なければならない。</u></p> <p>3 知事は、第一項の規定による協議が調わなかったときは、委員会の意見を付して<u>大阪府議会に提出するものとする。</u></p> <p>4 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>府における教育の振興に関する基本的な目標及び施策の大綱</u> 二 前号に掲げるもののほか、<u>府における教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</u> <p>5 (略)</p> <p>6 知事は、第二項の議決があったときは、遅滞なく、<u>基本計画を公表しなければならない。</u></p>

H24.1.30 府市統合本部提出版	議会上程版
二項の規定は、基本計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。	
<p>第三章 開かれた教育行政 (府民との連携協力)</p> <p>第五条 府は、府民に対し、教育に関する施策について説明する責任を果たし、<u>保護者及び地域住民その他の関係者との連携及び協力の推進</u>に資するため、<u>府の教育の状況</u>に関する情報を積極的に提供する。</p> <p>2 府は、府民の意向を的確に把握し、<u>当該意向を適切に教育行政に反映する</u>よう努めなければならない。</p> <p>(教育行政の点検及び評価)</p> <p>第六条 委員会は、<u>地方教育行政法第二十七条の点検及び評価</u>に当たっては、<u>第四条第三項第一号</u>に掲げる目標の達成状況を含めて行わなければならない。</p> <p>2 前項の目標の達成状況に係る点検及び評価に当たっては、<u>当該目標を達成するため</u>教育委員が行った取組、活動の状況等について、教育委員が自ら点検及び評価を行わなければならない。</p> <p>3 知事は、毎年、<u>基本計画に定める事項</u>のうちその職務権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行わなければならない。</p> <p>4 知事及び委員会は、共同して、前三項の点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。</p> <p>5 知事は、<u>第二項の点検及び評価の結果</u>について、<u>地方教育行政法第七条第一項</u>に規定する罷免事由に該当するかどうかを判断する。</p>	<p>第三章 開かれた教育行政 (府民との連携協力)</p> <p>第五条 府は、府民に対し、教育に関する施策について説明する責任を果たすとともに、<u>保護者等との連携及び協力による教育の振興</u>に資するため、<u>府における教育の状況</u>に関する情報を積極的に提供するものとする。</p> <p>2 府は、府民の意向を的確に把握し、<u>教育行政に適切に反映させる</u>よう努めなければならない。</p> <p>(教育行政の点検及び評価)</p> <p>第六条 知事及び委員会は、<u>基本計画の進捗を管理</u>するため、毎年、共同して<u>その点検及び評価</u>を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを<u>大阪府議会</u>に提出するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 <u>委員会は、地方教育行政法第二十七条の点検及び評価に当たり、前項の点検及び評価を含めるものとする。</u></p> <p>3 <u>第一項の点検及び評価に当たっては、基本計画に定めた目標を達成するため</u>教育委員が行った取組、活動の状況等について、教育委員が自ら点検及び評価を行わなければならない。</p> <p>(点検及び評価の結果に係る措置)</p> <p>第七条 知事及び委員会は、<u>前条第一項の点検及び評価の結果に基づき、基本計画に定めた目標の達成のために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 知事は、<u>前条第三項の教育委員の点検及び評価の結果に基づいて、地方教育行政法第七条第一項に規定する罷免事由に該当するかどうかを判断するものとする。</u></p>
第四章 市町村との関係	第四章 市町村との関係

H24.1.30 府市統合本部提出版	議会上程版
<p>(市町村教育委員会に対する指導及び助言)</p> <p>第七条 委員会は、義務教育について、市町村が主体であることを踏まえ、市町村教育委員会の自主性を尊重するものとする。</p> <p>2 委員会は、基本計画を参照し、市町村に共通する教育の基本方針を定め、市町村教育委員会に対し、指導、助言及び援助をするものとする。</p> <p>3 委員会は、市町村教育委員会が当該市町村の住民、児童及び生徒の保護者その他の関係者に対し、その教育の状況について説明する責任を果たせるよう、必要に応じ、市町村教育委員会に対し、情報の提供について、指導又は助言を行うものとする。</p>	<p>(市町村教育委員会に対する指導等)</p> <p>第八条 委員会は、義務教育について、市町村が主体となって行うものであることを踏まえ、市町村教育委員会の自主性を尊重するものとする。</p> <p>2 委員会は、基本計画を踏まえ、市町村に共通する教育の基本方針を定め、市町村教育委員会に対し、指導、助言又は援助を行うものとする。</p> <p>3 委員会は、市町村教育委員会が保護者等に対し当該市町村の教育の状況について説明する責任を果たせるよう、必要に応じ、情報の提供について、市町村教育委員会に対し、指導又は助言を行うものとする。</p> <p>4 委員会は、前二項の指導、助言又は援助の内容について、原則として公表するものとする。</p>
<p>(府費負担教職員の資質及び能力の向上等)</p> <p>第八条 委員会及び市町村教育委員会は、地域住民及び保護者のニーズをくみ取りつつ、児童、児童及び生徒に将来にわたって必要となる力を育んでいくための教職員の資質及び能力の向上について、相互に連携し、必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 委員会は、府費負担教職員の適正な人事管理について、市町村教育委員会を支援するものとする。</p> <p>3 委員会は、市町村教育委員会と連携し、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修その他の指導の改善を図る措置を講ずるとともに、当該措置を講じた後においても、なお児童、児童及び生徒に対する指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。</p>	<p>(府費負担教職員の資質及び能力の向上等)</p> <p>第九条 委員会は、保護者等のニーズを踏まえつつ、児童、児童及び生徒にとって将来にわたって必要となる力を育んでいくための教職員の資質及び能力の向上について、市町村教育委員会と連携し、必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 委員会は、府費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員をいう。以下同じ。）の適切な人事管理について、市町村教育委員会に対し、指導、助言又は援助を行うものとする。</p> <p>3 委員会は、児童、児童又は生徒に対する指導が不適切な教員（府費負担教職員であつて教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師であるものをいう。以下同じ。）について、市町村教育委員会と連携し、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修その他の指導の改善を図る措置を講ずるものとする。</p> <p>4 委員会は、教育公務員特例法第二十五条の二第四項の認定その他の判定において指導の改善が不十分でなお児童、児童又は生徒に対する指導を適</p>

H24.1.30 府市統合本部提出版	議会上程版
	切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。
<p>(府費負担教職員の任命権の移譲)</p> <p>第九条 府は、市町村の教育行政の自主的な推進に資するため、地方教育行政法第五十五条第六項の規定による<u>市町村長の要請に基づき</u>、府費負担教職員の任命権を市町村へ移譲するものとする。</p> <p>2 府費負担教職員の任命権の移譲は、府内の教職員の適正な配置と円滑な交流による教育水準の維持向上の趣旨及び目的が損なわれない範囲において行うものとする。</p>	<p>(府費負担教職員の任命権の移譲)</p> <p>第十条 府は、<u>自主的な市町村の教育行政の推進に資するため</u>、地方教育行政法第五十五条第六項の規定による要請に基づき、<u>市町村に対する府費負担教職員の任命権の移譲を行うものとする</u>。</p> <p>2 <u>前項の府費負担教職員の任命権の移譲は、府内の教職員の適正な配置と円滑な交流による教育水準の維持向上の趣旨及び目的が損なわれない範囲において行うものとする</u>。</p>

- ・ゴシック⇒府市統合本部等での議論を反映
- ・下線⇒法規審査で修正

大阪府条例第 号

大阪府教育行政基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 教育振興基本計画（第三条・第四条）

第三章 開かれた教育行政（第五条—第七条）

第四章 市町村との関係（第八条—第十条）

附則

教育は、社会の礎を形作る営みであり、子どもたちが自らの力や個性を最大限に發揮して豊かな未来を切り開いていくことは、府民全ての願いである。

そのためには、大阪が大切にしてきた、違いを認め合い、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育を更に発展させるとともに、グローバル化の進展など、これから大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、子どもたちが育った地域と大阪に誇りを持ち、力強く生き抜き、次代の社会を担う自立した大人となつていけるよう、確かに学力や豊かな人間性、健やかな体を育んでいかなければならぬ。これまで、社会経済情勢の変化や住民の声が教育に十分に反映されてきたかを問い合わせし、より確かな教育行政を推進するためには、選挙を通じて民意を代表する議会及び首長と教育委員会及び学校組織とが、法令に従つて、ともに役割を行い、協力し、補完し合うことが必要である。

教育に求められる役割や保護者及び地域住民の二ーストが、これまでにも増して大きく、かつ、多様になつていていることを踏まえ、教育に関与する全ての者が大阪の教育の振興に一層の努力を尽くすことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、府の教育行政に關し基本となる事項を定め、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）及び知事が相互に協力しながら、それぞれの責任を果たし、保護者及び地域住民その他の関係者（以下「保護者等」という。）のニーズを踏まえつつ、子どもたちにとつて将来にわたつて必要となる力を育む教育の振興に資することを目的とする。

（委員会と知事との役割分担）

第二条 委員会及び知事は、地方教育行政の組織及び運営に關する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「地方教育行政法」という。）第二十三条及び第二十四条に規定する職務権限に基づき、適切な役割分担の下に、府における教育の振興に関する施策の充実を図らなければならない。

第二章 教育振興基本計画

（教育振興基本計画の策定義務）

第三条 府は、教育基本法（平成十八年法律第二百二十号）第十七条第二項に規定する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならぬ。（教育振興基本計画の策定手続）

第四条 知事は、委員会と協議して、基本計画の案を作成するものとする。

2 基本計画は、大阪府議会の議決を経なければならない。

3 知事は、第一項の規定による協議が調わなかつたときは、委員会の意見を付して大阪府議会に提出するものとする。

4 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 府における教育の振興に関する基本的な目標及び施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、府における教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

5 知事及び委員会は、基本計画の案を作成するに当たつては、その基本的な事項についてあらかじめ学識経験を有する者の意見を聴くとともに、府民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。

6 知事は、第二項の議決があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

第三章 開かれた教育行政

(府民との連携協力)

第五条 府は、府民に対し、教育に関する施策について説明する責任を果たすとともに、保護者等との連携及び協力による教育の振興に資するため、府における教育の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

2 府は、府民の意向を的確に把握し、教育行政に適切に反映させるよう努めなければならない。

(教育行政の点検及び評価)

第六条 知事及び委員会は、基本計画の進捗を管理するため、毎年、共同してその点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを大阪府議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 委員会は、地方教育行政法第二十七条の点検及び評価に当たり、前項の点検及び評価を含めるものとする。

3 第一項の点検及び評価に当たつては、基本計画に定めた目標を達成するために教育委員が行つた取組、活動の状況等について、教育委員が自ら点検及び評価を行わなければならない。

(点検及び評価の結果に係る措置)

第七条 知事及び委員会は、前条第一項の点検及び評価の結果に基づき、基本計画に定めた目標の達成のために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、前条第三項の教育委員の点検及び評価の結果に基づいて、地方教育行政法第七条第一項に規定する罷免事由に該当するかどうかを判断するものとする。

第四章 市町村との関係

(市町村教育委員会に対する指導等)

第八条 委員会は、義務教育について、市町村が主体となつて行うものであることを踏まえ、市町村教育委員会の自主性を尊重するものとする。

2 委員会は、基本計画を踏まえ、市町村に共通する教育の基本方針を定め、市

町村教育委員会に対し、指導、助言又は援助を行うものとする。

- 3 委員会は、市町村教育委員会が保護者等に対し当該市町村の教育の状況について説明する責任を果たせるよう、必要に応じ、情報の提供について、市町村教育委員会に対し、指導又は助言を行うものとする。
- 4 委員会は、前二項の指導、助言又は援助の内容について、原則として公表するものとする。

(府費負担教職員の資質及び能力の向上等)

- 1 第九条 委員会は、保護者等のニーズを踏まえつつ、児童、児童及び生徒にとって将来にわたつて必要となる力を育んでいくための教職員の資質及び能力の向上について、市町村教育委員会と連携し、必要な施策を講ずるものとする。
- 2 委員会は、府費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員をいう。以下同じ。）の適切な人事管理について、市町村教育委員会に対し、指導、助言又は援助を行うものとする。

- 3 委員会は、児童、児童又は生徒に対する指導が不適切な教員（府費負担教職員であつて教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師であるものをいう。以下同じ。）について、市町村教育委員会と連携し、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修その他の指導の改善を図る措置を講ずるものとする。
- 4 委員会は、教育公務員特例法第二十五条の二第四項の認定その他の判定において指導の改善が不十分でなお児童、児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。

(府費負担教職員の任命権の移譲)

- 1 第十条 府は、自主的な市町村の教育行政の推進に資するため、地方教育行政法第五十五条第六項の規定による要請に基づき、市町村に対する府費負担教職員の任命権の移譲を行うものとする。
- 2 前項の府費負担教職員の任命権の移譲は、府内の教職員の適正な配置と円滑な交流による教育水準の維持向上の趣旨及び目的が損なわれない範囲において行うものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

府立学校条例 H24.1.30 府市統合本部後の修正内容

H24.1.30 府市統合本部提出版	議会上程版
目次 <p>第一章 総則（第一条） <u>第二章 府立学校の配置及び通学区域（第二条）</u> <u>第三章 府立学校の設置（第三条・第四条）</u> <u>第四章 府立学校の運営（第五条—第十二条）</u> <u>第五章 教職員</u> 第一節 校長の人事（第十三条・第十四条） 第二節 教職員の人事（第十五条—第十八条） 第三節 職員の定数（第十九条） <u>第六章 入学検定料等（第二十条—第二十五条）</u> <u>第七章 雑則（第二十六条）</u> <u>附則</u></p>	目次 <p>第一章 総則（第一条） <u>第二章 府立学校の設置等（第二条—第四条）</u> <u>第三章 府立学校の運営（第五条—第十五条）</u> <u>第四章 教職員の人事</u> 第一節 校長の人事（第十六条・第十七条） 第二節 教員等の人事（第十八条—第二十一条） 第三節 職員の定数（第二十二条） <u>第五章 入学検定料等（第二十三条—第二十八条）</u> <u>第六章 雑則（第二十九条）</u> <u>附則</u></p>
<p>第一章 総則 (目的)</p> <p>第一条 この条例は、大阪府立高等学校（以下「高等学校」という。）及び大阪府立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）（以下これらを「府立学校」という。）の配置及び通学区域、運営並びに教職員の人事に関する基本的な事項を定めることにより、府立学校の効果的かつ効率的な学校運営を行い、もって府民の信頼に応える学校づくりに資することを目的とする。</p>	<p>第一章 総則 (目的)</p> <p>第一条 この条例は、大阪府立高等学校（以下「高等学校」という。）及び大阪府立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）（以下「府立学校」という。）の設置、運営、教職員の人事、入学検定料等に関し必要な事項を定めることにより、府立学校の効果的かつ効率的な運営を行い、もって府民の信頼に応える学校づくりに資することを目的とする。</p>
<p>第二章 府立学校の配置及び通学区域 (府立学校の配置及び通学区域)</p> <p>第二条 府立学校は、教育の普及及び機会均等に配慮しつつ、将来の児童及び生徒の数、志願の動向、当該府立学校の特色、当該府立学校が所在する地域の特性その他の事情を総合的に勘案し、効果的かつ効率的な配置となるよう努めるものとする。</p>	<p>第二章 府立学校の設置等 (府立学校の配置及び通学区域)</p> <p>第二条 府立学校は、教育の普及及び機会均等を図りつつ、将来の児童及び生徒の数、入学を志願する者の数の動向、当該府立学校の特色、その学校が所在する地域の特性その他の事情を総合的に勘案し、効果的かつ効率的に配置されるよう努めるものとする。</p> <p>2 入学を志願する者の数が三年連続して定員に満たない高等学校で、その</p>

H24.1.30 府市統合本部提出版	議会上程版
2 高等学校の通学区域については、中学校、高等学校に在籍する生徒及びその保護者等の意見を聴き、設定の見直しについて総合的に判断するものとする。	後も改善する見込みがないと認められるものは、再編整備の対象とする。 3 高等学校の通学区域については、平成二十六年四月一日から府内全域とすることに向けて、設定の見直しを行うものとする。
<u>第三章 府立学校の設置</u>	
第三条・第四条（略）	第三条・第四条（略）
<u>第四章 府立学校の運営</u>	<u>第三章 府立学校の運営</u>
（学校運営に関する指針）	（学校運営に関する指針）
第五条 大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）は、基本計画（大阪府教育行政基本条例（平成二十四年大阪府条例第 号）第三条に規定する基本計画をいう。）を踏まえ、府立学校に共通してその運営の指針となるべき事項を定め、府立学校に対し、これに基づいて学校の運営を行うよう指示するものとする。	第五条 大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）は、基本計画（大阪府教育行政基本条例（平成二十四年大阪府条例第 号）第三条に規定する基本計画をいう。 <u>以下同じ。</u> ）を踏まえ、府立学校に共通してその運営の指針となるべき事項を定め、府立学校に対し、これに基づいて学校の運営を行うよう指示するものとする。
（校長の学校運営責任）	（校長の学校運営責任）
第六条 府立学校の校長（以下「校長」という。）は、当該府立学校の運営に関する責任を有し、最終的な意思決定を行う。	第六条 府立学校の校長（以下「校長」という。）は、当該府立学校の運営に関する責任を有し、最終的な意思決定を行う。
（学校経営計画）	（学校経営計画）
第七条 校長は、基本計画及び第五条の指針を踏まえ、当該府立学校の <u>実情</u> に応じ、当該府立学校における経営の視点を取り入れた運営の計画（以下「学校経営計画」という。）を定めるものとする。	第七条 校長は、 <u>毎年</u> 、基本計画及び第五条の指針となるべき事項を踏まえ、当該府立学校の <u>特色</u> 、 <u>その学校が所在する地域の特性</u> その他の事情に応じ、当該府立学校における経営の視点を取り入れた運営の計画（以下「学校経営計画」という。）を定めなければならない。
2 学校経営計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。	2 学校経営計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 当該府立学校の教育目標	一 当該府立学校の教育目標
二 前号に掲げる教育目標を達成するための取組方策	二 前号の教育目標を達成するための取組の方策
三 前二号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項	三 前二号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項
3 校長は、学校経営計画を定めるに当たっては、あらかじめ学校協議会（第十二条に規定する学校協議会をいう。 <u>以下同じ。</u> ）の意見を聞くものとする。	3 校長は、学校経営計画を定めるに当たっては、あらかじめ <u>第十二条第一項に規定する学校協議会</u> の意見を聞くものとする。
4 委員会は、校長が学校経営計画を定める場合には、必要な支援を行うもの	4 委員会は、校長が学校経営計画を定めるために必要な支援を行うものと

H24.1.30 府市統合本部提出版	議会上程版
とする。 (学校運営のための経費の確保) 第八条 校長は、 <u>学校経営計画に定めた教育目標を達成するため、委員会に対し、これに必要となる経費を要求するものとする。</u> 2 委員会は、前項の規定による要求に基づき、必要となる <u>経費を確保するよう努めるものとする。</u>	する。 (学校運営のための経費の確保) 第八条 校長は、 <u>委員会に対し、学校経営計画に定めた教育目標を達成するために必要な経費を要求するものとする。</u> 2 委員会は、前項の規定による要求に基づき、必要となる <u>経費の確保に努めるものとする。</u>
(地域住民等との連携協力及び学校運営への参加の促進) 第九条 府立学校は、 <u>保護者及び地域住民その他の関係者</u> に対し、当該府立学校の運営に関する状況を説明する責任を果たすとともに、 <u>これらの者との連携及び協力並びにこれらの者の当該府立学校の運営への参加の促進に資するため、当該府立学校の授業の内容、学校評価(次条第一項に規定する学校評価をいう。)、教育活動その他の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。</u> 2 校長は、 <u>府立学校の運営に当たっては、当該府立学校の所在する地域の住民、当該府立学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者その他の関係者の意向を積極的に把握し、当該意向を適切に反映するよう努めなければならない。</u>	(保護者等との連携協力及び学校運営への参加の促進の取組) 第九条 府立学校は、 <u>在籍する幼児、児童又は生徒の保護者、地域の住民その他の関係者(以下「保護者等」という。)</u> に対し、当該府立学校の運営に関する状況を説明する責任を果たすとともに、 <u>保護者等との連携及び協力並びに保護者等の当該府立学校の運営への参加を促進するため、当該府立学校の授業の内容、次条第一項に規定する学校評価、教育活動その他の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。</u> 2 校長は、 <u>保護者等の意向を的確に把握し、当該意向を当該府立学校の運営に適切に反映するよう努めなければならない。</u>
(学校評価) 第十条 学校評価(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十二条及び第八十二条において準用する同法第四十二条の評価をいう。以下同じ。)は、当該府立学校の学校経営計画に定めた教育目標の達成状況について、行わなければならない。 2 校長は、学校評価に当たっては、保護者等による学校運営に関する評価及び生徒又は保護者による評価を含めた授業に関する評価を踏まえるとともに、 <u>学校協議会の意見を斟酌して行うものとする。</u>	(学校評価) 第十条 学校評価(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十二条及び第八十二条において準用する同法第四十二条の評価をいう。以下同じ。)は、当該府立学校の学校経営計画に定めた教育目標の達成状況の評価を含めて行わなければならない。 2 校長は、 <u>学校評価の実施に当たっては、保護者等による学校運営に関する評価(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第一百四条第一項及び第一百三十五条第一項において準用する同令第六十七条の評価をいう。)及び第十九条第二項の授業に関する評価を踏まえるとともに、第十三条第一項に規定する学校協議会の意見を聴いて行うものとする。</u>
(学校運営の改善)	(学校運営の改善)

H24.1.30 府市統合本部提出版	議会上程版
<p>第十一条 校長は、学校評価の結果に基づき、次期の学校経営計画の改善を行う等所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>(学校協議会)</p> <p>第十二条 保護者及び地域住民その他の関係者との連携及び協力並びにこれらの者の意向の把握及び当該意向の学校の運営への反映のため、府立学校ごとに、府立学校の運営に関する協議会（以下「学校協議会」という。）を置く。</p> <p>2 学校協議会の委員は、当該府立学校の所在する地域の住民、当該府立学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者その他の関係者について、校長の意見を聴いて委員会が任命する。</p> <p>3 学校協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項</p> <p>4 この条例に規定するもののほか、学校協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>第十一条 校長は、学校評価の結果を次期の学校経営計画に反映させるものとする。</p> <p>(学校協議会)</p> <p>第十二条 保護者等との連携協力、学校の運営への参加の促進及び保護者等の意向の反映のため、府立学校に、府立学校の運営に関する協議会（以下「学校協議会」という。）を置く。</p> <p>2 学校協議会の名称は、その置かれた府立学校の名称を冠するものとする。</p> <p>3 学校協議会の委員は、校長の意見を聴いた上で、保護者等及び委員会が必要と認める者について、委員会が任命する。</p> <p>4 学校協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、校長に対して、意見を述べることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 教員（教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師をいう。以下同じ。）の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見の調査審議に関する事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項</p>
	<p>(報酬)</p> <p>第十三条 委員の報酬の額は、日額八千二百円を超えない範囲内において、委員会が定める額とする。</p> <p>2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。</p> <p>3 委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。</p> <p>(費用弁償)</p>

H24.1.30 府市統合本部提出版	議会上程版
	<p><u>第十四条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額を超えない範囲内において、委員会が定める額とする。</u></p> <p><u>2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。</u></p> <p><u>3 前二項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。</u></p> <p><u>(支給方法)</u></p> <p><u>第十五条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。</u></p>
<u>第五章 教職員</u>	<u>第四章 教職員の人事</u>
<p>第一節 校長の人事 (校長の任期を定めた採用)</p> <p><u>第十三条</u></p> <p>委員会は、校長の任用に当たり、学校教育に関する熱意、識見並びに組織マネジメント及び人材育成に関する能力を有する人材の登用を行うため、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）の規定に基づく任期を定めた採用の拡大を図るものとする。</p> <p>(校長の任用及び勤務成績の評定)</p> <p><u>第十四条</u> 委員会は、校長の任用及び勤務成績の評定に当たり、当該府立学校の学校評価を斟酌して行うものとする。</p>	<p>第一節 校長の人事 (校長の採用等)</p> <p><u>第十六条</u> 校長の採用は、原則として公募（職員からの募集を含む。）により行うものとする。この場合において、職員以外の者は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）に基づき、任期を定めて採用するものとする。</p> <p><u>2 委員会は、校長の任用に当たり、学校教育に関する熱意、識見並びに組織マネジメント及び人材育成に関する能力その他委員会が必要と認める資質及び能力について、評価しなければならない。</u></p> <p>(校長の任用及び勤務成績の評定)</p> <p><u>第十七条</u> 委員会は、校長の任用及び勤務成績の評定（職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第 号）第十四条第一項に規定する人事評価を含む。以下同じ。）に当たり、当該府立学校の学校評価を踏まえて行うものとする。</p>
<u>第二節 教職員の人事</u>	<u>第二節 教員等の人事</u>

H24.1.30 府市統合本部提出版	議会上程版
(教員の研究と修養) <u>第十五条</u> 教員は、教育活動に当たり、 <u>地域住民及び保護者のニーズをくみ取りつつ、幼児、児童又は生徒に将来にわたって必要な力を育んでいけるよう、絶えず研究と修養に努めなければならない。</u>	(教員等の研究と修養) <u>第十八条 校長、教員、実習助手及び寄宿舎指導員は、教育活動の実施に当たり、保護者等のニーズを踏まえつつ、幼児、児童又は生徒にとって将来にわたって必要な力を育んでいけるよう、絶えず研究と修養に努めなければならない。</u>
(校長の人事に関する意見の尊重) <u>第十六条 委員会は、地方教育行政法第三十六条の規定により校長が申し出た意見を尊重しなければならない。</u>	
(教員の勤務成績の評定) <u>第十七条 校長は、教員の勤務成績の評定に当たり、生徒又は保護者による評価を含めた授業に関する評価を斟酌して行うものとする。</u>	(教員の勤務成績の評定) <u>第十九条 教員の勤務成績の評定は、校長による評価に基づき行うものとする。</u> 2 教員のうち授業を行う者に係る前項の評価は、授業に関する評価を含めて行うものとする。 3 前項の授業に関する評価は、生徒又は保護者による評価を踏まえるものとする。
(指導が不適切な教員に対する厳正な措置) <u>第十八条</u>	(指導が不適切な教員に対する措置) <u>第二十一条 校長は、教員の教育活動の状況及び第十二条第四項第三号の保護者からの意見の調査審議の結果を踏まえ、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切であると認める教員に対し指導を行うとともに、必要に応じ、委員会に対し、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十</u>

H24.1.30 府市統合本部提出版	議会上程版
<p>委員会は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修その他の指導の改善を図る措置を講じた後においても、なお幼児、児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。</p>	<p>五条の二第一項に規定する指導改善研修その他の指導の改善を図るために必要な措置（以下「指導改善研修等」という。）を講ずるよう申し出ることができる。</p> <p>2 委員会は、前項の規定による申出に係る教員について、必要に応じ、指導改善研修等を講ずるものとする。</p> <p>3 委員会は、教育公務員特例法第二十五条の二第四項の認定その他の判定において指導の改善が不十分でなお幼児、児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。</p>
<p>第三節 職員の定数 <u>(職員の定数)</u></p> <p>第十九条 高等学校及び特別支援学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校 人 二 特別支援学校 人</p>	<p>第三節 職員の定数</p> <p>第二十二条 府立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校 一〇、一五二人 二 特別支援学校 三、五九五人</p>
<p>第六章 入学検定料等 <u>第二十条～第二十五条（略）</u></p> <p>第七章 雜則 <u>(委任)</u></p> <p>第二十六条 この条例に定めるもののほか、府立学校に関し必要な事項は、大阪府教育委員会が定める。</p>	<p>第五章 入学検定料等 <u>第二十三条～第二十八条（略）</u></p> <p>第六章 雜則 <u>(委任)</u></p> <p>第二十九条 この条例に定めるもののほか、府立学校に関し必要な事項は、委員会が定める。</p>
<p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、<u>第十六条及び第十九条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。</u></p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p>2 第十六条第一項の公募及び採用に関し必要な手続その他の行為は、この</p>

(通学区域の設定の見直しの時期)

2 第二条第二項の通学区域の設定の見直しは、この条例の施行後おおむね二年以内を目途に判断するものとする。

(大阪府立高等学校等条例の廃止)

3 大阪府立高等学校等条例（昭和二十三年大阪府条例第九十八号）は、廃止する。

条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(大阪府立高等学校等条例の廃止)

3 大阪府立高等学校等条例（昭和二十三年大阪府条例第九十八号）は、廃止する。

(大阪府立高等学校等条例の廃止に伴う経過措置)

4 大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条例（平成二十二年大阪府条例第四十八号。以下「一部改正条例」という。）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる一部改正条例の施行の日において既納の授業料は、第二十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 一部改正条例附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる一部改正条例の施行の日において未納の授業料は、第二十三条、第二十七条及び第二十八条の規定にかかわらずなお従前の例による。

6 別表第一の規定の適用については、当分の間、同表中
 「

…阪南高等学校	大阪市…
---------	------

」とあるのは、

「

…阪南高等学校	大阪市…
…大和川高等学校	大阪市…

」とする。

別表第一（第三条関係）

別表第二（第四条関係）

別表第一（第三条関係）

別表第二（第四条関係）

- ・ゴシック⇒府市統合本部等での議論を反映
- ・下線⇒法規審査で修正

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 府立学校の設置等（第二条—第四条）
- 第三章 府立学校の運営（第五条—第十五条）
- 第四章 教職員の人事
 - 第一節 校長の人事（第十六条・第十七条）
 - 第二節 教員等の人事（第十八条—第二十一条）
 - 第三節 職員の定数（第二十二条）
- 第五章 入学検定料等（第二十三条—第二十八条）
- 第六章 雑則（第二十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、大阪府立高等学校（以下「高等学校」という。）及び大阪府立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）（以下「府立学校」という。）の設置、運営、教職員の人事、入学検定料等に關し必要な事項を定めることにより、府立学校の効果的かつ効率的な運営を行い、もつて府民の信頼に応える学校づくりに資することを目的とする。

第二章 府立学校の設置等

（府立学校の配置及び通学区域）

第二条 府立学校は、教育の普及及び機会均等を図りつつ、将来の幼児、児童及び生徒の数、入学を志願する者の数の動向、当該府立学校の特色、その学校が所在する地域の特性その他事情を総合的に勘案し、効果的かつ効率的に配置されるよう努めるものとする。

2 入学を志願する者の数が三年連續して定員に満たない高等学校で、その後も改善する見込みがないと認められるものは、再編整備の対象とする。

3 高等学校の通学区域については、平成二十六年四月一日から府内全域とすることに向けて、設定の見直しを行うものとする。
(高等学校の設置)

第三条 高等学校を別表第一のとおり設置する。

（特別支援学校の設置）

第四条 特別支援学校を別表第二のとおり設置する。

（学校運営に関する指針）

第三章 府立学校的運営

第五条 大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）は、基本計画（大阪府教育行政基本条例（平成二十四年大阪府条例第号）第三条に規定する基本計画をいう。以下同じ。）を踏まえ、府立学校に共通してその運営の指針となるべき事項を定め、府立学校に対し、これに基づいて学校の運営を行うよう指示

するものとする。

(校長の学校運営責任)

第六条 府立学校の校長（以下「校長」という。）は、当該府立学校の運営に関して、その責任を有し、最終的な意思決定を行う。

(学校経営計画)

第七条 校長は、毎年、基本計画及び第五条の指針となるべき事項を踏まえ、当該府立学校の特色、その学校が所在する地域の特性その他の事情に応じ、当該府立学校における経営の視点を取り入れた運営の計画（以下「学校経営計画」という。）を定めなければならない。

2 学校経営計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 当該府立学校の教育目標
- 2 前号の教育目標を達成するための取組の方策
- 3 前二号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項
- 4 校長は、学校経営計画を定めるに当たっては、あらかじめ第十二条第一項に規定する学校協議会の意見を聞くものとする。
- 5 委員会は、校長が学校経営計画を定めるために必要な支援を行うものとする。
- 6 委員会は、前項の規定による要求に基づき、必要となる経費の確保を行ふものとする。

第八条 校長は、委員会に対し、学校経営計画に定めた教育目標を達成するために必要な経費を要求するものとする。

2 委員会は、前項の規定による要求に基づき、必要となる経費の確保に努めるものとする。

(保護者等との連携協力及び学校運営への参加の促進の取組)

第九条 府立学校は、在籍する児童、生徒の保護者、地域の住民その他の関係者（以下「保護者等」という。）に対し、当該府立学校の運営に関する状況を説明する責任を果たすとともに、保護者等との連携及び協力並びに保護者等の当該府立学校の運営への参加を促進するため、当該府立学校の授業の内容、次条第一項に規定する学校評価、教育活動その他の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

2 校長は、保護者等の意向を的確に把握し、当該意向を当該府立学校の運営に適切に反映するよう努めなければならない。

(学校評価)

第十条 学校評価（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十二条及び

第八十二条において準用する同法第四十二条の評価をいう。以下同じ。）は、当該府立学校の学校経営計画に定めた教育目標の達成状況の評価を含めて行わなければならない。

2 校長は、学校評価の実施に当たっては、保護者等による学校運営に関する評価（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百四条第一項及び第一百三十五条第一項において準用する同令第六十七条の評価をいう。）及び第十九条第二項の授業に関する評価を踏まえるとともに、第十二条第一項に規定する学校協議会の意見を聴いて行うものとする。

(学校運営の改善)

第十一条 校長は、学校評価の結果を次期の学校経営計画に反映させるものとする。

(学校協議会)

第十二条 保護者等との連携協力、学校の運営への参加の促進及び保護者等の意向の反映のため、府立学校に、府立学校の運営に関する協議会（以下「学校協議会」という。）を置く。

- 3 学校協議会の委員は、校長の意見を聴いた上で、保護者等及び委員会が必要と認める者について、委員会が任命する。
- 4 学校協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、校長に対して、意見を述べることができる。

一 学校経営計画に関する事項

二 学校評価に関する事項

三 教員（教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師をいう。以下同じ。）の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見の調査審議に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項 (報酬)

第十三条 委員の報酬の額は、日額八千二百円を超えない範囲内において、委員会が定める額とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対する報酬を支給しない。

(費用弁償)

第十四条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額を超えない範囲内において、委員会が定める額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前二項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第十五条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関する条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

第四章 教職員の人事

第一節 校長の人事

(校長の採用等)

第十六条 校長の採用は、原則として公募（職員からの募集を含む。）により行うものとする。この場合において、職員以外の者は、地方公共団体の一般職の任

期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）に基づき、任期を定めて採用するものとする。

2 委員会は、校長の任用に当たり、学校教育に関する熱意、識見並びに組織マネジメント及び人材育成に関する能力その他委員会が必要と認める資質及び能力について、評価しなければならない。

（校長の任用及び勤務成績の評定）

第十七条 委員会は、校長の任用及び勤務成績の評定（職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第 号）第十四条第一項に規定する人事評価を含む。以下同じ。）に当たり、当該府立学校の学校評価を踏まえて行うものとする。

第二節 教員等の人事

（教員等の研究と修養）

第十八条 校長、教員、実習助手及び寄宿舎指導員は、教育活動の実施に当たり、保護者等のニーズを踏まえつつ、児童、児童又は生徒にとつて将来にわたって必要な力を育んでいくよう、絶えず研究と修養に努めなければならない。

（教員の勤務成績の評定）

第十九条 教員の勤務成績の評定は、校長による評価に基づき行うものとする。
2 教員のうち授業を行う者に係る前項の評価は、授業に関する評価を含めて行うものとする。

3 前項の授業に関する評価は、生徒又は保護者による評価を踏まえるものとする。

（校長の人事に関する意見の尊重）

第二十条 委員会は、職員の任免その他の進退について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十六条の規定により校長が申し出た意見を尊重しなければならない。

2 委員会は、次条第一項の規定による申出があつたときは、これを尊重しなければならない。

（指導が不適切な教員に対する措置）

第二十一条 校長は、教員の教育活動の状況及び第十二条第四項第三号の保護者からの意見の調査審議の結果を踏まえ、児童、児童又は生徒に対する指導が不適切であると認める教員に対し指導を行うとともに、必要に応じ、委員会に対し、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修その他の指導の改善を図るために必要な措置（以下「指導改善研修等」という。）を講ずるよう申し出ることができる。

2 委員会は、前項の規定による申出に係る教員について、必要に応じ、指導改善研修等を講ずるものとする。

3 委員会は、教育公務員特例法第二十五条の二第四項の認定その他の判定において指導の改善が不十分でなお児童、児童又は生徒に対する指導を適切に行うことことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。

第三節 職員の定数

第二十二条 府立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- 一 高等学校 一〇、一五二人
二 特別支援学校 三、五九五人

第五章 入学検定料等

(入学検定料及び入学料)

第二十三条 高等学校に入学しようとする者は入学検定料を、高等学校に入学を許可された者は入学料を納付しなければならない。

- 2 前項の入学検定料及び入学料の額は、次の表のとおりとする。

区	分	入学検定料 円	入学料 円
全日制の課程	昼間においてのみ授業を行う課程	二、二〇〇	五、六五〇
定時制の課程	昼間において授業を行う課程(以下「昼間課程」という。)に在籍する場合(当該課程の単位の修得と併せて夜間において授業を行う課程(以下「夜間課程」という。)の単位を修得する場合を含む。)	二、二〇〇	五、六五〇

(聴講料)

第二十四条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程における講座の聴講を許可された者は、聴講料を納付しなければならない。

- 2 前項の聴講料の額は、一講座につき、定時制の課程にあつては六千五百円、通信制の課程にあつては三千三百円とする。

(受講料)

第二十五条 高等学校の通信制の課程における科目等の受講を許可された者は、受講料を納付しなければならない。

- 2 前項の受講料の額は、一科目等(分割受講することとされている科目等については、各分割されたものを一科目等とみなす。)につき千三百円とする。(手数料)

第二十六条 卒業証明書、成績証明書、単位修得証明書及び調査書の交付を受けようとする者(在学する者を除く。)は、手数料を納付しなければならない。

- 2 前項の手数料の額は、一通につき四百円とする。(還付)

第二十七条 既納の入学検定料、入学料、聴講料、受講料及び手数料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(減免)

第二十八条 入学検定料及び入学料は、特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

第六章 雑則

(委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、府立学校に關し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十六条及び第十九条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 第十六条第一項の公募及び採用に關し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(大阪府立高等学校等条例の廃止)

3 大阪府立高等学校等条例（昭和二十三年大阪府条例第九十八号）は、廃止する。

(大阪府立高等学校等条例の廃止に伴う経過措置)

4 大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条例（平成二十二年大阪府条例第四十八号。以下「一部改正条例」という。）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる一部改正条例の施行の日において既納の授業料は、第二十三条、第二十七条及び第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 一部改正条例附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる一部改正条例の施行の日において未納の授業料は、第二十三条、第二十七条及び第二十八条の規定にかかわらずなお従前の例による。

6 別表第一の規定の適用については、当分の間、同表中

大阪府立阪南高等学校	大阪市住吉区庭井二丁目
大阪府立阪南高等学校	大阪市住吉区庭井二丁目
大阪府立大和川高等学校	大阪市住吉区苅田四丁目

とする。

別表第一（第三条関係）

名 称	位 置
大阪府立北野高等学校	大阪市淀川区新北野二丁目
大阪府立東淀川高等学校	大阪市淀川区宮原四丁目
大阪府立北淀高等学校	大阪市東淀川区豊里二丁目
大阪府立大手前高等学校	大阪市中央区大手前二丁目

大阪府立旭高等学校	大阪市旭区高殿五丁目
大阪府立西淀川高等学校	大阪市西淀川区出来島三丁目
大阪府立茨田高等学校	大阪市鶴見区安田一丁目
大阪府立清水谷高等学校	大阪市天王寺区清水谷町
大阪府立高津高等学校	大阪市天王寺区餌差町
大阪府立夕陽丘高等学校	大阪市天王寺区北山町
大阪府立港高等学校	大阪市港区波除二丁目
大阪府立市岡高等学校	大阪市港区市岡元町二丁目
大阪府立泉尾高等学校	大阪市大正区泉尾三丁目
大阪府立大正高等学校	大阪市大正区泉尾七丁目
大阪府立勝山高等学校	大阪市生野区巽東三丁目
大阪府立天王寺高等学校	大阪市西成区津守一丁目
大阪府立阿倍野高等学校	大阪市阿倍野区三明町二丁目
大阪府立東住吉高等学校	大阪市平野区長吉川辺四丁目
大阪府立長吉高等学校	大阪市平野区長吉長原西三丁目
大阪府立平野高等学校	大阪市平野区長吉区庭井二丁目
大阪府教育センター附属高等学校	大阪市平野区平野西二丁目
大阪府立阪南高等学校	大阪市平野区長吉区苅田四丁目
大阪府立池田北高等学校	大阪市住吉区旭丘二丁目
大阪府立池田高等学校	大阪市住吉区庭井二丁目
大阪府立渋谷高等学校	大阪市住吉区苅田四丁目
大阪府立豊中高等学校	大阪市平野区長吉川辺四丁目
大阪府立桜塚高等学校	大阪市平野区平野西二丁目
大阪府立豊島高等学校	大阪市平野区長吉長原西三丁目
大阪府立刀根山高等学校	大阪市平野区長吉区庭井二丁目
大阪府立福井高等学校	大阪市平野区長吉区庭井二丁目
大阪府立茨木高等学校	大阪市平野区長吉区庭井二丁目
大阪府立春日丘高等学校	大阪市平野区長吉区庭井二丁目
大阪府立吹田高等学校	大阪市平野区長吉区庭井二丁目
大阪府立吹田東高等学校	大阪市平野区長吉区庭井二丁目
大阪府立千里高等学校	大阪市平野区長吉区庭井二丁目
大阪府立山田高等学校	大阪市平野区長吉区庭井二丁目
大阪府立高槻北高等学校	大阪市平野区長吉区庭井二丁目
大阪府立三島高等学校	大阪市平野区長吉区庭井二丁目
高槻市別所本町	高槻市別所本町

大阪府立芥川高等学校	高槻市浦堂一丁目
大阪府立阿武野高等学校	高槻市氷室町三丁目
大阪府立大冠高等学校	高槻市大塚町四丁目
大阪府立櫻の木高等学校	高槻市城内町
大阪府立摂津高等学校	摂津市学園町一丁目
大阪府立島本高等学校	三島郡島本町桜井台
大阪府立四條畷高等学校	四條畷市雁屋北町
大阪府立寝屋川高等学校	寝屋川市本町
大阪府立北かわち皋が丘高等学校	寝屋川市葛原二丁目
大阪府立枚方高等学校	枚方市大垣内町三丁目
大阪府立長尾高等学校	枚方市南船橋一丁目
大阪府立牧野高等学校	枚方市東中振二丁目
大阪府立香里丘高等学校	枚方市長尾家具町五丁目
大阪府立枚方津田高等学校	枚方市津田北町二丁目
大阪府立守口東高等学校	守口市八雲中町二丁目
大阪府立門真なみはや高等学校	門真市柳田町
大阪府立野崎高等学校	大東市寺川一丁目
大阪府立交野高等学校	大東市深野四丁目
大阪府立布施高等学校	交野市寺南野
大阪府立花園高等学校	東大阪市下小阪三丁目
大阪府立かわち野高等学校	東大阪市花園東町三丁目
大阪府立山本高等学校	東大阪市荒本西一丁目
大阪府立八尾高等学校	東大阪市新庄四丁目
大阪府立八尾翠翔高等学校	八尾市山本町北一丁目
大阪府立生野高等学校	八尾市高町
大阪府立大塚高等学校	八尾市神宮寺三丁目
大阪府立柏原東高等学校	松原市新堂一丁目
大阪府立河南高等学校	松原市西大塚二丁目
大阪府立富田林高等学校	柏原市大字高井田
大阪府立金剛高等学校	富田林市谷川町
大阪府立懷風館高等学校	富田林市藤沢台二丁目
大阪府立長野高等学校	羽曳野市大黒
河内長野市原町二丁目	

大阪府立長野北高等学校	河内長野市木戸東町
大阪府立藤井寺高等学校	藤井寺市津堂三丁目
大阪府立狭山高等学校	大阪狭山市半田四丁目
大阪府立登美丘高等学校	堺市東区西野
大阪府立泉陽高等学校	堺市堺区車之町東三丁
大阪府立三国丘高等学校	堺市堺区南三国ヶ丘町二丁
大阪府立鳳高等学校	堺市西区原田
大阪府立金岡高等学校	堺市堺区金岡町
大阪府立堺西高等学校	堺市中区土塔町
大阪府立堺東百舌鳥高等学校	堺市南区桃山台四丁
大阪府立福泉高等学校	堺市西区太平寺
大阪府立堺上高等学校	堺市西区上
大阪府立成美高等学校	堺市南区城山台四丁
大阪府立美原高等学校	堺市美原区平尾
大阪府立泉大津高等学校	泉大津市北豊中町一丁目
大阪府立伯太高等学校	和泉市伯太町一丁目
大阪府立信太高等学校	和泉市葛の葉町三丁目
大阪府立高石高等学校	高石市千代田六丁目
大阪府立和泉高等学校	岸和田市土生町一丁目
大阪府立岸和田高等学校	岸和田市岸城町
大阪府立久米田高等学校	岸和田市額原町
大阪府立佐野高等学校	泉佐野市市場東二丁目
大阪府立日根野高等学校	泉佐野市日根野
大阪府立貝塚南高等学校	貝塚市橋本
大阪府立りんくう翔南高等学校	泉南市樽井二丁目
大阪府立泉鳥取高等学校	泉南市緑ヶ丘一丁目
大阪府立岬高等学校	泉南郡岬町淡輪
大阪府立園芸高等学校	池田市八王寺二丁目
大阪府立農芸高等学校	堺市美原区北余部
大阪府立淀川工科高等学校	大阪市旭区太子橋三丁目
大阪府立西野田工科高等学校	大阪市福島区大開二丁目
大阪府立今宮工科高等学校	大阪市西成区出城二丁目
大阪府立茨木工科高等学校	茨木市春日五丁目
大阪府立城東工科高等学校	東大阪市西鴻池町二丁目
大阪府立布施工科高等学校	藤井寺市御舟町
大阪府立藤井寺工科高等学校	泉佐野市高松東一丁目
大阪府立堺工科高等学校	堺市堺区大仙中町
大阪府立佐野工科高等学校	

大阪府立住吉高等学校	大阪市阿倍野区北畠二丁目
大阪府立千里高等学校	吹田市高野台二丁目
大阪府立泉北高等学校	堺市南区若松台三丁目
大阪府立港南造形高等学校	大阪市東淀川区柴島一丁目
大阪府立今宮高等学校	大阪市浪速区戎本町二丁目
大阪府立能勢高等学校	豊能郡能勢町上田尻
大阪府立千里青雲高等学校	豊中市新千里南町一丁目
大阪府立芦間高等学校	守口市外島町
大阪府立枚岡樟風高等学校	東大阪市鷹殿町
大阪府立八尾北高等学校	八尾市萱振町七丁目
大阪府立松原高等学校	松原市三宅東三丁目
大阪府立堺東高等学校	堺市南区晴美台一丁
大阪府立貝塚高等学校	貝塚市畠中一丁目
大阪府立成城高等学校	大阪市城東区諫訪三丁目
大阪府立東住吉総合高等学校	大阪市平野区喜連西二丁目
大阪府立和泉総合高等学校	大阪市住之江区南港中四丁目
大阪府立桃谷高等学校	和泉市富秋町一丁目
大阪府立箕面東高等学校	大阪市生野区勝山南三丁目
大阪府立堺支援学校	箕面市栗生外院五丁目
大阪府立視覚支援学校	大阪市住吉区山之内一丁目
大阪府立生野聴覚支援学校	大阪市生野区桃谷一丁目
大阪府立堺聴覚支援学校	堺市北区百舌鳥陵南町一丁
大阪府立だいせん聴覚高等支援学校	堺市堺区大仙町
大阪府立堺支援学校	堺市堺区東上野芝町一丁
大阪府立堺支援学校大手前分校	大阪市天王寺区筆ヶ崎町
大阪府立茨木支援学校	茨木市西福井四丁目
大阪府立東大阪支援学校	東大阪市中石切町三丁目
大阪府立岸和田支援学校	岸和田市土生町五丁目
大阪府立藤井寺支援学校	藤井寺市川北二丁目
大阪府立交野支援学校	交野市寺四丁目
大阪府立交野支援学校四條畷校	四條畷市大字砂
大阪府立箕面支援学校	箕面市船場東三丁目
大阪府立中津支援学校	高槻市富田町一丁目
大阪府立高槻支援学校	

別表第二（第四条関係）

備考 大阪府教育センター附属高等学校は、大阪府教育センターとの連係及び協力の下に教育活動を行うものとする。

大阪府立八尾支援学校	八尾市上之島町南七丁目
大阪府立八尾支援学校東校	八尾市千塚二丁目
大阪府立富田林支援学校	富田林市大字甘南備
大阪府立佐野支援学校	泉佐野市日根野
大阪府立佐野支援学校砂川校	泉南市馬場三丁目
大阪府立豊中支援学校	豊中市北緑丘二丁目
大阪府立寝屋川支援学校	寝屋川市寝屋川公園
大阪府立和泉支援学校	和泉市池上町二丁目
大阪府立守口支援学校	守口市南寺方東通五丁目
大阪府立吹田支援学校	吹田市芳野町
大阪府立吹田支援学校鳥飼校	摂津市鳥飼上一丁目
大阪府立泉北高等支援学校	堺市南区原山台二丁
大阪府立たまがわ高等支援学校	東大阪市稻葉二丁目
大阪府立刀根山支援学校	豊中市刀根山五丁目
大阪府立羽曳野支援学校	羽曳野市はびきの三丁目

大阪府条例第 号

職員基本条例

目次

前文

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 組織、定数等（第三条・第四条）
- 第三章 任用（第五条—第十条）
- 第四章 キャリア形成の支援（第十一条—第十三条）
- 第五章 人事評価（第十四条—第十九条）
- 第六章 給与その他の勤務条件（第二十条—第二十二条）
- 第七章 服務（第二十三条・第二十四条）
- 第八章 分限及び懲戒
- 第一節 通則（第二十五条・第二十六条）
- 第二節 職務命令に対する違反（第二十七条—第二十九条）
- 第九章 再任用（第三十条）
- 第十章 退職管理（第三十一条—第三十九条）
- 第十一章 人事監察委員会（第四十条—第四十五条）
- 第十二章 雜則（第四十六条・第四十七条）
- 附則
- 大阪がこれから の都市間競争を勝ち抜くとともに、グローバル化、少子高齢化等、時代と社会の急激な変化に迅速に対応し、活力と魅力があふれ府民が安心して暮らすことができる地域となるには、新たな地域経営モデルが必要である。
そのためには、府がこれまで先導的に取り組んできた公務員制度の改革をさらに進め、硬直的な公務員制度から決別する不断的の改革に取り組まなければならぬ。
- 府は、政策の立案に関する優れた能力を有し、自律性を備えた職員を育成するとともに、その能力を最大限に發揮することができる機会を与える等、能力と実績に応じた人事を徹底し、意欲と誇りにあふれる職員が府民のために全力を尽くすことができる組織を実現することを目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

- 第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）に定める根本基準に従い、職員（府の職員（警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）第五十六条第二項に規定する地方警察職員を除く。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「府費負担教職員」という。）をいう。以下同じ。）の採用から退職までにおける公務員制度の基本的な事項を定めて公正かつ適正に運用することにより、職員が自律性を備えた人材としてその能力を高めつつ、府民全体の奉仕者として全力を挙げてその職務を遂行し、もって府政の適確な運営と府政に対する府民の信頼の向上に資することを目的とする。

(任命権者の責務)

第二条 任命権者（警察本部長を除く。以下同じ。）は、前条の目的を達成するため、法令、条例、規則その他の規程の定めるところに従い、職員の任免、勤務成績の評定、給与、分限、懲戒、退職管理等について、その権限を適切に行使するものとする。

2 任命権者は、前項に規定する権限の行使に関する基準を定めたときは、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならない。

第二章 組織、定数等

（組織及び定数）

第三条 任命権者は、最少の経費で最大の効果を挙げるために、簡素で効率的な組織の運営に努めるものとする。

2 全ての職は、組織運営及び業務の必要性の有無に基づき設置し、適正に管理するものとする。

3 任命権者は、五年ごとに職員数の管理の目標を定め、これを公表するものとする。ただし、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

4 前項の目標を設定し、又は変更する場合は、地方公共団体の運営等に関し、識見を有する者の意見を聞くものとする。

（人件費の適正な管理）

第四条 知事は、財政事情を考慮して、人件費の適正な管理に努めなければならない。

第三章 任用

（任用の原則）

第五条 職員の任用は、その者の有する能力、適性及び実績を公正に評価して行うものとする。

2 職員の任用は、職員の採用から退職までを見通して、職員を育成する視点を含めて行うものとする。

（採用）

第六条 職員の採用に当たっては、民間企業、国、他の地方公共団体その他府以外のものに勤務した経験を有する者等、多様な人材を確保するよう努めるものとする。

2 職員の採用に当たっては、識見を有する者による面接又は書面による審査を行う等、専門的な能力の評価のほか、幅広い視点で行わなければならない。

（任期付採用）

第七条 任命権者は、独創的な政策の立案、調整に関する能力等、専門的な知識経験又は優れた識見が必要な業務に従事させるため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）の定めるところにより、任期を定めて採用する職員（以下「任期付職員」という。）を積極的に採用するものとする。

2 任期付職員の採用は、公募により行うこととする。ただし、特別の必要がある場合は、この限りでない。

(管理職の任用)

第八条 任命権者は、大阪府組織条例（昭和二十八年大阪府条例第一号）に規定する部の長の職その他任命権者が定める職については、公募（職員からの募集を含む。）により任用するものとする。ただし、公募する暇がない場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により職員以外の者を任用する場合は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期付職員とする。
- 3 第一項の規定による任用に当たつては、識見を有する者による面接を行わなければならない。

(昇任及び転任)

第九条 任命権者は、昇任及び転任の基本方針を毎年度定め、これを公表するものとする。
2 昇任又は転任に当たつては、採用の区分、年齢又は性別にかかわらず、本人の意欲を重視しつつ、職員の適性及び能力に基づいて厳正に行うとともに、人材を適所に配置することを徹底するものとする。
3 任命権者は、職員の希望により転任する制度又は特定の職について職員を対象に募集する制度を設けるものとする。

(人事交流)

第十条 知事は、コスト意識及び経営の感覚に優れた多様で優秀な人材を確保するため、民間企業その他の法人から交流員を受け入れるよう努めるものとする。
2 知事は、民間企業の業務上の知識又は技術を有する職員を育成するため、民間企業に期間を限つて職員を派遣するよう努めるものとする。
3 任命権者は、地域主権を担う人材を育成するため、国、他の都道府県又は府内の市町村との職員の交流や職員の派遣に努めるものとする。

第四章 キャリア形成の支援

(研修等)

第十二条 任命権者は、職員の自発的なキャリア形成（職務を通じた資質及び能力の向上をいう。以下同じ。）を促進するため、任用との連携を考慮しながら職員の研修を行うとともに、職員の自己啓発への支援を行うものとする。
2 職員の研修の実施に当たつては、業務を通じて行う職場研修及び職場外での研修を適切に連携させるものとする。

(自己啓発)

第十三条 職員は、主体的に自らのキャリア形成のため自己啓発に努めるものとする。

(職員の表彰)

第十三条 知事は、職員の執務意欲の高揚に資するため、全力を挙げて職務を行し、顕著な功績を挙げた職員を表彰するものとする。

2 知事は、職員を表彰した場合は、職員の氏名及び功績を速やかに公表するものとする。

第五章 人事評価

(人事評価の目的等)

第十四条 人事評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び達成した実績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）は、職員の資質、能力及び執務意欲の向上を図ることを目的として行う。

2 人事評価の結果は、任用又は給与に適正に反映しなければならない。

3 勤勉手当については、人事評価の結果を明確に反映しなければならない。

(相対評価)

第十五条 任命権者は、相対評価（分布の割合を定めて区分し、職員がどの区分に属するかを相対的に評価する方法をいう。）により、人事評価を行う。

2 前項の人事評価は、次の表の上欄に掲げる区分のとおり上位から区分し、概ね同表の下欄に定める分布の割合（評価を受ける職員の総数に占める各区分の職員の割合をいう。）により行う。

区分	分布の割合
第一区分	百分の五
第二区分	百分の二十
第三区分	百分の六十
第四区分	百分の十
第五区分	百分の五

(評価の基準)

第十六条 任命権者（大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員については、府の教育委員会。次項において同じ。）は、毎年度、人事評価の基準として、組織目標に基づく実績評価（職員がその職務を遂行するに当たり達成した実績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）及び能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）の客観的な基準を定め、これを公表するものとする。

2 任命権者は、全ての人事評価をする者が正確に評価することができるよう前項の基準を常に点検し、必要な修正を行うよう努めなければならない。

3 人事評価をする者は、第一項の基準に基づき公正かつ厳正に評価を行わなければならない。

(管理職に対する評価)

第十七条 管理職の職員に対する人事評価は、組織マネジメント及び人材の育成に関する能力を含めて行うものとする。

2 前項の組織マネジメント及び人材の育成に関する能力の評価を行うに当たつては、部下からの評価を行い、これを考慮して行うことができる。

(評価結果の開示等)

第十八条 人事評価の結果は、評価を受けた職員に開示するものとする。

2 任命権者は、毎年度の職員の評価の結果の分布を公表する。ただし、職員個人の評価の結果は公にしてはならない。

(適正な評価の確保)

第十九条 任命権者は、適正な人事評価を実施することができるよう人事評価をする者に対する研修を行うとともに、第十六条第一項の基準を逸脱する評価を行ふ者に対し、公正かつ厳正な評価を行うことができるよう指導するものとする。

第六章 給与その他の勤務条件
(職務給の原則等)

第二十条 職員の給与は、法第二十四条第一項及び第三項の規定に基づくものでなければならない。

2 職員の給与を定めるに当たり、法第二十四条第三項に規定する民間事業の従事者の給与を考慮する場合においては、特別の理由がある場合を除き、府内の民間事業の従事者の給与についてするものとする。

3 同一の職制上の段階に属する職の職員については、給料表の同一の職務の級に定める給料を支給しなければならない。

4 人事委員会は、民間事業者における給与水準及び勤務条件の実態を把握するため、直近の賃金構造基本統計調査規則（昭和三十九年労働省令第八号）第一条に規定する調査その他公共的団体が行う賃金等に関する調査を参考として活用しなければならない。

(健康管理)

第二十一条 任命権者は、職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のため、必要な措置を講じるものとする。

2 任命権者は、毎年度、安全及び衛生に関し経験又は知識を有する職員の意見を参照して、健康管理事業に関する計画を策定するものとする。

(職員の仕事と生活の調和)

第二十二条 任命権者は、職員の仕事と生活の調和を図るため、職場環境の改善等に努めなければならない。

2 任命権者は、職員が家庭及び地域の構成員としてその役割を果たすことができるように、業務の簡素化、効率化等により時間外勤務の縮減に努めるものとする。

第七章 服務

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第二十三条 職員は、府民全体の奉仕者であり、一部の奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について一部の府民に対する有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、公共の利益の増進のため、常に公正な職

務の執行に全力を挙げて取り組まなければならない。

2 職員は、法令、条例、上司の命令等を遵守し、適正に職務を執行しなければならない。

3 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動し、府民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。

(出勤及び退勤の管理)

第二十四条 任命権者は、職員の出勤及び退勤の管理を適正に行う方策を講じるものとする。

第八章 分限及び懲戒

第一節 通則

(降任又は免職)

第二十五条 任命権者は、職員が法第二十八条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、公務の能率の維持のため、同項の規定により降任又は免職の処分を適正に行うものとする。この場合においては、当該職員の勤務の状況、性格、社会的環境等を総合的に考慮するものとする。

2 任命権者は、前項の処分をするに当たっては、正当な理由がある場合を除き、当該職員に意見を述べる機会を与える等、公正に行わなければならない。

3 任命権者は、第一項の処分をする場合においては、第四十条第一項に規定する大阪府人事監察委員会（以下この章及び第十章において「人事監察委員会」という。）の意見を聽かなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、職員の分限の手続、効果及び基準に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(懲戒)

第二十六条 任命権者は、職員が上司の職務上の命令に従わない場合その他の法第二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、職員の規律を維持するため、同項の規定により、戒告、減給、停職又は免職の処分（以下「懲戒処分」という。）を適正に行うものとする。この場合においては、当該職員のした行為のほか、その職責、他の職員又は社会に与える影響等を総合的に考慮するものとする。

2 任命権者は、懲戒処分をするに当たっては、正当な理由がある場合を除き、当該職員に意見を述べる機会を与える等、公正かつ厳正に行わなければならない。
い。

3 任命権者は、懲戒処分をする場合においては、人事監察委員会の意見を聴かなければならぬ。

4 前三項に定めるもののほか、職員の懲戒の手続、効果及び基準に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第二節 職務命令に対する違反

(職務命令に違反した者に対する处分)

第二十七条 職務命令（法第三十二条に規定する上司の職務上の命令であつて、

文書によるものに限る。以下同じ。)に違反する行為をした職員に対する標準的な懲戒処分は、戒告とする。

- 2 任命権者が第二十九条に規定する措置を講じた場合においても、なお職務命令に違反する行為を繰り返し、その累計が五回(職務命令に違反する行為の内容が同じ場合にあつては、三回)となる職員に対する標準的な法第二十八条第一項に規定する処分は、免職とする。

(職員の意見の申出)

- 第二十八条 職員は、職務命令が違法又は不当と認める場合は、相当の期間内に職務命令をした上司又は任命権者に対し意見を申し出ることができる。
- 2 前項の職務命令をした上司又は任命権者は、前項の規定による申出に理由があると認める場合は、当該職務命令を取り消さなければならない。

(職務命令に違反した職員に対し講ずべき措置)

- 第二十九条 任命権者は、第二十七条第一項に規定する懲戒処分を受けた職員に對し、指導、研修その他必要な措置を講じなければならない。
- 2 第二十七条第一項に規定する懲戒処分を受けた職員が、再度職務命令に違反した場合は、法第二十八条第一項第三号の規定により免職することがあることを文書で警告するものとする。

第九章 再任用

(定年退職者等の再任用の方針)

- 第三十条 再任用(法第二十八条の四から第二十八条の六までの規定により、法第二十八条の四第一項に規定する定年退職者等を常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することをいう。次項において同じ。)の制度については、組織の運営上の必要性を踏まえ、厳格に運用しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、職員の再任用に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第十章 退職管理

(再就職等の適正な管理)

- 第三十一条 府は、府民の疑惑又は不信を招くような行為の防止を図り、府民の信頼を確保するため、職員の離職後の再就職等の管理に適正を期するものとする。

(出資法人等への再就職の禁止)

- 第三十二条 別に条例で定める勤続期間が二十年以上である職員又は職員であった者は、離職後、次に掲げる法人に就職することができない。

- 一 大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例(平成十八年大阪府条例第七十一号)第二条第一項に定める出資法人等(以下「出資法人等」という。)
- 二 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十一号)第二条第一項に規定する団体(前号に掲げるものを除く。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、出資法人等が財務及び事業の方針を事実上決定できる法人として規則で定めるもの
- 四 府が負担金、補助金又は交付金その他の財政的援助をしている法人であつ

て、当該財政的援助がなければその運営に多大の影響を及ぼすものとして規則で定める法人

2 前項の規定は、次に掲げる場合は、適用しない。

一 人材バンク制度（営利企業（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。以下この号において同じ。）又は営利企業以外の法人その他の団体（国、国際機関、他の地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を含む。以下この号において同じ。）からの職員に対する求人に係る情報及び職員からの営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体に対する求職に係る情報をそれぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組みをいう。）による場合

二 出資法人等の役員等の地位であつて規則で定めるものに職員又は職員であつた者を知事が推薦する場合

三 別に条例で定める場合
四 前三号に掲げるもののほか、知事が人事監察委員会の意見を聴いて承認した場合

（職員による再就職のあつせんの禁止）

第三十三条 職員は、他の職員又は職員であつた者を、府その他公共団体以外のものに就職させるための情報の提供その他の別に条例で定める行為をしてはならない。ただし、前条第二項各号に規定する場合その他の別に条例で定める場合は、この限りでない。

（違反行為に係る任命権者の報告等）

第三十四条 任命権者は、職員又は職員であつた者が前二条の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をした疑いがあると認めるときは、その旨を人事監察委員会に報告しなければならない。

2 任命権者は、職員又は職員であつた者が違反行為をした疑いがあると認めて当該違反行為に關して調査を行おうとするときは、人事監察委員会にその旨を通知しなければならない。

3 人事監察委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

4 任命権者は、第二項の調査を終了したときは、遅滞なく、人事監察委員会に對し、当該調査の結果を報告しなければならない。

（任命権者に対する調査の要求）

第三十五条 人事監察委員会は、前条第一項の規定により報告を受けた場合その他職員又は職員であつた者が違反行為をした疑いがあると認めるときは、任命権者に対し、調査を行うよう求めることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

3 任命権者は、第一項の要求があつたときは、速やかに調査を行うものとする。

（人事監察委員会による調査）

第三十六条 人事監察委員会は、第三十四条第一項の規定により報告を受けた場合その他職員又は職員であつた者が違反行為をした疑いがあると認める場合であつて、特に必要があると認めるときは、当該職員若しくは職員であつた者、任命権者又は第三十二条第一項各号に掲げる法人その他の法人に対し、口頭若しくは文書で質問し、又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つてある事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

2 人事監察委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に前項の規定による質問をさせ、資料の提出を求めさせ、又は陳述を聽かせることができること。

3 任命権者は、第一項の調査が適切に行われるよう協力しなければならない。
4 人事監察委員会は、第一項の調査の結果、違反行為があると認めるときは、遅滞なく、当該違反行為に關係する任命権者に対し、当該調査の結果を通知しなければならない。

(違反行為の公表)

第三十七条 任命権者は、第三十四条又は第三十五条の調査の結果、違反行為があると認めるときは、行政上特別の支障があるときを除き、違反行為をした者の氏名及び違反行為に係る法人の名称を公表するものとする。

2 任命権者は、前条第四項の規定による通知を受けた場合において、当該調査の結果に反する事実がないと認めるときは、行政上特別の支障があるときを除き、違反行為をした者の氏名及び違反行為に係る法人の名称を公表するものとする。

(人事監察委員会の意見)

第三十八条 人事監察委員会は、第三十四条から第三十六条までの調査の結果、違反行為があると認める場合には、知事に対し、職員であつた者を採用した法人に対する府の補助、貸付その他の財政上の措置の全部又は一部の廃止その他適切な措置を講じるよう意見を述べることができる。

(委任)

第三十九条 この章に定めるもののほか、職員の退職管理に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第十一章 人事監察委員会

(設置等)

第四十条 全ての執行機関の附属機関として、大阪府人事監察委員会（以下「人事監察委員会」という。）を置く。

2 人事監察委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第二十五条第三項及び第二十六条第三項の規定により、任命権者に意見を述べること。

二 第三十二条第二項第四号、第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条の規定により、任命権者に調査を要求し、自ら調査し、又は知事に意見を述べること。

3 人事監察委員会は、公正に職務を執行しなければならない。
(委員の任命)

第四十一条 委員は、人事管理又は法律について識見を有する者のうちから、公募その他の公正な手続により、他の執行機関の長の意見を聴いて、知事が任命する。

2 委員は、人事監察委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(任期)

第四十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第四十三条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

(費用弁償)

第四十四条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

(委任)

第四十五条 この章に定めるもののほか、人事監察委員会に關し必要な事項は、規則で定める。

第十二章 雜則

(適用除外)

第四十六条 第十五条の規定は、府立学校の職員及び府費負担教職員には適用しない。

2 第二十一条から二十四条まで、第二十八条、第二十九条及び第三十一条から第三十九条までの規定は、府費負担教職員には適用しない。

3 第十二条第二項、第三条、第六条から第十条まで、第十八条第二項、第十九条、第二十五条第三項、第二十六条第三項、第二十七条及び第四十条から第四十五条までの規定は、大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員には適用しない。

4 第十一条の規定は、大阪市、堺市、豊中市、池田市、高槻市、箕面市、東大阪市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員には適用しない。

(特定の府費負担教職員に対する詮替え)

第四十七条 府費負担教職員（大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員を除く。）に対する第二十七条第二項の規定の適用については、同項中「任命権者が第二十九条に規定する」とあるのは、「市町村教育委員会が第二十九条に規定する措置に相当する」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条（第一項第四号を除く。）及び第三十三条から第三十八条までの規定 平成二十四年七月一日

二 第三十二条第一項第四号の規定 平成二十四年十月一日

三 第八条第一項から第三項まで及び第十五条の規定 平成二十五年四月一日
(準備行為)

2 第八条第一項の公募及び同項の規定による任用に關し必要な手續その他の行為は、この条例の施行前においても、同項及び同条第三項の規定の例により行うことができる。

(知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例の一部改正)

3 知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例（平成二十三年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

第四十六条 (略)	改正後	改正前
(大阪府人事監察委員会の委員の報酬の特例) 第四十七条 大阪府人事監察委員会の委員の報酬の額は、特例期間において、職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第号）第四十三条第一項の規定にかかわらず、日額九千四百円とする。		

大阪府条例第 号

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第一条 職員の分限に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十七条第一項及び第二十八条第三項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、府の職員（警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）第五十六条第二項に規定する地方警察職員を除く。）及び府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員（以下「職員」という。）の分限の事由並びに手続及び効果に關し必要な事項を定めるとともに、法第二十八条第一項に規定する降任又は免職の処分の基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十七条第二項及び第二十八条第三項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員（以下「職員」という。）の分限に關し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(処分に當たつて考慮すべき事項)</p> <p>第二条 法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当する場合は、次に掲げる事項を総合的に考慮し、免職又は降任の処分をするか否か及びいずれの処分を選択するかを決定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 職員の勤務の状況又は結果 二 当該職員の経歴、性格、態度又は行動の態様 背景若しくは状況 三 社会環境その他職員の適格性を判断するために必要な事項 	<p>(処分に當たつて考慮すべき事項)</p> <p>第二条 法第二十八条第一項第二号の規定に該当する場合は、医師の診断の結果に基づき、心身の故障の回復の状況及び今後の職務の遂行の可否を判断し、降任又は免職の処分をするか否か及びいずれの処分を選択するかを決定するものとする。</p> <p>3 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合は、医師の診断の結果に基づき、心身の故障の状況及び今後の職務の遂行の可否を判断し、休職の処分をするか否かを決定するものとする。</p> <p>(降任又は免職の事由)</p> <p>第三条 職員が、次に掲げる場合に該当するときは、法第二十八条第一項第一号に該当するものとして、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>一 人事評価（職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第一号）第十四条第一項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）が継続して任命権者が定める基準を下回る場合であつて、研修その他の必要な措置を実施しても勤務実績の改</p>

善がない場合

二 担当すべきものとして割り当てられた職務を遂行してその職責を果たすべきであるにもかかわらず、その実績が良くないと認められる場合

2) 職員が、将来回復の可能性のない、又は法第二十八条第二項第一号による休職の期間中には回復の見込みが少ない長期の療養をする疾病的ため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなときは、同条第一項第二号に該当するものとして、これを降任し、又は免職することができる。

3) 職員が、次に掲げる場合に該当するときは、法第二十八条第一項第三号に該当するものとして、これを降任し、又は免職することができます。

一 第六条第六項の命令に従わなかつた場合

二 一月以上行方が不明である場合（正当な理由なく欠勤をした場合又は災害によることが明らかな場合を除く。）

三 簡単に矯正することができない持続性の高い素質能力若しくは性格に起因してその職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障を生ずる蓋然性が高いと認められ、職員として必要な適格性を欠ぐと認められる場合

第四条（略）

第五条（降任又は免職の基準）
第六条（任命権者が講ずる措置）

第三条に規定する場合において、当該職員が現に就いている職に求められる役割を果たすことが困難で、下位の職であれば良好な職務の遂行を期待することができるときは職務の遂行能力に応じた職に降任させるものとし、現に就いている職だけではなく、公務員として通常要求される勤務成績又は適格性を欠くときは免職とする。

第六条 任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下同じ。）は、次に掲げる職員（以下の条において「対象職員」という。）に対し、必要な措置を講じなければならない。ただし、対象職員の行方が不明となつた場合その他これら措置を講ずることができない場合は、この限りでない。

- 一 人事評価の結果の区分が二年以上継続して最下位の区分であつて、勤務実績が良くないと認められる職員
- 二 出勤の状況が不良で、業務に著しい支障を及ぼす職員
- 三 正当な理由なく上司の職務上の命令に従わない職員
- 四 法第二十八条第二項第一号の規定による休職をしている職員であつて、休職期間が通算三年に達するにもかかわらず、なお心身の故障が回復せず、今後も職務の遂行に支障がある職員
- 五 上司その他の職員又は府民に対し、暴力、暴言又は中傷を繰り返す職員
- 六 前各号に掲げるもののほか、法第二十八条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当するおそれがある職員

第一条（略）

- 21 任命権者は、前項の対象職員の勤務の状況及び対象職員に対する指導又は注意の状況の記録並びに資料の収集を行うものとする。
- 31 第一項の対象職員に対し講ずる措置は、次のように掲げるとおりとする。
 すれかに掲げるとおりとする。
- 1 注意又は指導を繰り返し行うこと。
 2 転任その他担当する業務の見直しを行うこと。
 3 医師の診断を受けるよう勧奨すること。
 4 研修その他改善のために必要な措置を行うこと。
- 41 任命権者は、前項の措置を講じたにもかかわらず、対象職員の勤務実績が良くない状態又は適格性を欠くと認められる状態が改善されない場合は、当該対象職員に対し、降任又は免職の処分が行われることがあることを文書で警告し、これらの改善を促すものとする。
- 51 任命権者は、職員が第三項第四号の研修の受講を拒んだ場合には、研修の受講を命ずる職務上の命令を発することができる。
- 61 任命権者は、職員が次条第二項の診断を拒んだ場合又は故意に当該診断を受けない場合は、診断を受けるよう職務上の命令をすることができる。
- (降任、免職又は休職の手続)
- 第七条 任命権者は、法第二十八条第一項第一号又は第二号の規定により降任又は免職の処分をしようとする場合においては、関係者その他適當と認める者の意見を聞くものとする。
- 312 (略)
- 5141 前項の規定による書面の交付をする場合において、当該処分を受けるべき職員の所在が知れないときは、同項の規定による書面の交付を、当該職員の氏名及び同項の書面をいつでも当該職員に交付する旨を任命権者に係る事務所の掲示場に掲示する(このとおり)ことによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該書面が当該職員に到達したものとみなす。
- 61 任命権者は、前各項に定めるもののほか、降任又は免職の処分の手続に關し必要な事項を別に定めるものとする。
- (廃職又は過員による降任又は免職)
- 第八条 法第二十八条第一項第四号の規定による降任又は免職の処分は、転任その他の方法によつても過員が生ずる場合にすることができる。
- 21 任命権者は、前項の処分を行ふ必要があると認められる廃職又は過員を生ずる職制若しくは定員の改廃又は予算の減少に関する計画を定める場合は、議決を要するものを除き、その要旨を議

第三条 任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下同じ。)は、法第二十八条第一項第一号又は第三号の規定により職員の意に反する降任又は免職の処分をしようとする場合においては、関係者その他適當と認める者の意見を聞く等公正を期さなければならない。

31 (略)

3| 会に報告するものとする。

4| 任命権者は、前項の計画を実施する場合は、対象となる職員の転任を認めなければならない。この場合において、職種を変更する転任に必要な能力の実証は、適正に行わなければならない。

5| 任命権者は、第一項の規定により免職する場合は、あらかじめ相当の範囲で職員に退職を勧奨しなければならない。

6| 任命権者は、第一項の規定により免職する場合は、勤務成績、勤続年数、生計の状況等を総合的に考慮して、公正に行わなければならない。

7| 任命権者は、第一項の規定により免職する場合は、一部を国その他の公共団体以外の法人又は一部事務組合に譲渡し、又は移管する場合において、当該事業に従事する職員に事業の譲渡又は移管を受けた者に就職する機会が与えられているときは、原則として当該職員を免職する場合について準用する。

8| 任命権者は、第一項又は前項の規定により免職する職員について、職員の退職管理に関する条例（平成二十三年大阪府条例第六号）第二条に規定する人材バンク制度その他別に条例で定めるところにより府以外の法人その他のものに雇用されるよう支援に努めるものとする。

（休職の効果）

第九条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、第四条の規定に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも三年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。

2・3 (略)

第十一条・第十二条 (略)

（休職の効果）

第四条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、第二条の規定に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも三年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。

2・3 (略)

第五条・第六条 (略)

（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一 部改正）

第二条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

（趣旨）	改正後	改正前
第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号以下「法」という。）第二十九条第四項（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、府の職員（警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警察職員を	第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号以下「法」という。）第二十九条第四項（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人	第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号以下「法」という。）第二十九条第四項（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人

除く。)及び府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員(以下「職員」という。)の懲戒の手続及び効果に関する必要な事項を定めるとともに、懲戒処分の基準を定めるものとする。

(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員(以下「職員」という。)の懲戒の手続及び効果に関する必要な事項を定めるものとする。

(懲戒処分の基準)

第二条 別表の中欄に掲げる行為(法第二十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をいう。以下「非違行為」という。)をした職員に対する標準的な懲戒処分の種類は、同表の下欄に定めるところとする。

- 2 任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下同じ。)は、職員が別表の中欄に掲げる非違行為以外の非違行為をしたときは、当該非違行為に類似する同欄に掲げる非違行為に対する懲戒処分の取扱いを参考にして、当該非違行為に対する懲戒処分を決定することができる。
- 3 任命権者は、別表の中欄に掲げる非違行為をした職員に対し、懲戒処分をするときは、当該職員のした非違行為の態様及び結果、動機、故意若しくは過失の別又は悪質性の程度、当該職員の職責、当該違反行為の前後の当該職員の態度、他の職員又は社会に与える影響その他懲戒処分の検討にあたり必要な事項を考慮し、懲戒処分をするか否か及びいすれの懲戒処分を選択するかを決定するものとする。
- 4 任命権者は、懲戒処分をする場合において、複数の非違行為に該当するとき又は虚偽の報告を行つたときその他処分を加重すべき事情があるときは、これらの規定によりする」とのできる懲戒処分より重い懲戒処分をすることができる。
- 5 任命権者は、懲戒処分をする場合において、非違行為が発覚する前に職員自らが申し出たときその他処分を軽減すべき事情があるときは、これらの規定によりすることのできる懲戒処分より軽い懲戒処分をすることができる。

(監督責任)

第三条 任命権者は、職員が懲戒処分を受ける場合において、当該職員を指導し、又は監督する立場にある職員が、当該職員に対する適切な指導又は監督を怠つたときは、戒告又は減給の懲戒処分をすることができるものとする。ただし、当該職員の行為を隠したときその他重大な責任がある場合は、停職又は免職とすることができる。

- 2 任命権者は、前項の懲戒処分をするときは、当該非違行為を行つた部下の職員に対する懲戒処分の内容、当該部下の職員への指導の有無、他の職員又は社会に与える影響その他懲戒処分の検討に当たり必要な事項を総合的に考慮し、懲戒処分をするか否か及びいすれの懲戒処分を選択するかを決定するものとする。
- 3 前条第四項及び第五項の規定は、監督責任による懲戒処分を決定するに場合について準用する。

(懲戒の手続)

第四条 任命権者は、懲戒処分をしようとする場合においては、関係者その他適当と認める者の意見

(懲戒の手続)

第二条 任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)は、法第二十九条第一項第二号又は第

を聞くものとする。

三号の規定により懲戒処分をしようとする場合においては、関係者その他適当と認める者の意見を聞くなど、公正を期さなければならない。

- 21 任命権者は、職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第 号）第二十六条第三項の規定により大阪府人事監察委員会（同条例第四十条第一項に規定する大阪府人事監察委員会をいう。）の意見を聴いて、懲戒処分をするか否か及びいずれの懲戒処分を選択するかを決定するものとする。
- 31 懲戒処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

- 4 前項の規定による書面の交付をする場合において、当該処分を受けるべき職員の所在が知れないときは、同項の規定による書面の交付を、当該職員の氏名及び同項の書面をいつでも当該職員に交付する旨を任命権者に係る事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該書面が当該職員に到達したものとみなす。

（懲戒処分の公表）

- 第五条 任命権者は、懲戒処分をした場合は、次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。

一 懲戒処分をした年月日

（懲戒処分の内容）

四 懲戒処分の理由

又は学校の種類、職級及び職種（事務又は技術の区分に限る。）及び年齢

- 21 任命権者は、職員を懲戒処分として免職した場合、当該職員を刑事訴訟法（昭和二十三年法律第一百三十一号）第二百三十条の規定により告訴し、若しくは同法第二百三十九条の規定により告発した場合又は罪を犯し警察等により職員の氏名が既に公表されている場合で、特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる事項のほか、当該職員の氏名及び勤務する所属の名称を公表するものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、任命権者は、懲戒処分を受けた職員の行為による被害者が前二項の規定による公表を求めない場合、公表することにより被害者が特定される可能性が大きい場合その他被害者の人権に十分配慮する必要があると任命権者が認めるときは、前二項の懲戒処分をしたことを公表しないことができる。

（戒告の効果）

- 第六条 戒告は、職員の非違行為の責任を確認し、及びその将来を戒めるものとする。

第七条・第八条 （略）

- （懲戒処分を受けた者に対する指導等）
- 第九条 任命権者は、懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員に対し、必要な指導を行うとともに、非違行為を反省し、今後非違行為を行わないことの誓約をさせることができる。

- 21 戒告、減給、停職又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

第三条・第四条 （略）

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条関係）

項	非 違 行 為	標準的な懲戒処分 の種類
一 正当な理由なく十日以内の間欠勤する」と。		戒告又は減給
二 正当な理由なく十一日以上二十日以内の間欠勤すること。	減給又は停職	
三 正当な理由なく二十一日以上の間欠勤すること。	停職又は免職	
四 勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠くこと。		
五 病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をすること。	戒告又は減給	
六 五の項の虚偽の申請を繰り返し行うこと。	停職又は免職	
七 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせること。	戒告又は減給	
八 七の項のうち、常習的に職場を離脱し、公務の運営に重大な支障を生じさせること。	停職又は免職	
九 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱すこと。	減給又は停職	
十 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱すこと。	戒告又は減給	
十一 法第三十六条第一項及び第二項の規定に違反して、政治的行為をするよう職員に求める等の行為をすること。	減給又は停職	
十二 法第三十六条第三項の規定に違反して、政治的行為をするよう職員に求める等の行為をすること。	戒告又は減給	
十三 法第三十七条第一項前段の規定に違反して、争議行為をし、又は職場の活動能率を低下させる怠業的行為をすること。	減給又は停職	
十四 法第三十七条第一項後段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、唆し、若しくはあるること。	戒告又は減給	
十五 職務上知り得た重要な秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じせること。	停職又は免職	
十六 と。守秘義務が課されている職務上の事項について、故意に漏らすこと。	戒告又は減給	

十七	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報が記録された文書等を収集し、又は職務上知り得た個人情報を流出させること。	府が入札等により行う契約の締結に關し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆し、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示し、又はその他の方法により入札等の公正を害すること。	停職又は免職	戒告又は減給											
十八	法第三十八条第一項の規定に違反する行為をすること。	暴行若しくは脅迫を用い、又は職場における上司、部下等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をすること。	停職又は免職	戒告又は減給											
十九	二十一の項のうち、常習的に性的な言動をする」と。	相手の意に反することを認識した上で、わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「性的な言動」という。）をすること。	停職又は免職	戒告又は減給											
二十	二十二の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。	児童又は生徒にわいせつな行為をする」と。	停職又は免職	戒告又は減給											
二十一	二十三の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。	児童又は生徒に体罰をする」と。	減給又は停職												
二十二	二十四の項のうち、児童又は生徒に性的な言動をする」と。	児童又は生徒に性的な言動をする」と。	戒告、減給又は停職												
二十三	二十五の項のうち、児童又は生徒に性的な言動をする」と。	児童又は生徒に性的な言動をする」と。	戒告、減給又は停職												
二十四	二十六の項のうち、児童又は生徒に性的な言動をする」と。	児童又は生徒に性的な言動をする」と。	戒告、減給又は停職												
二十五	二十七の項のうち、児童又は生徒に性的な言動をする」と。	児童又は生徒に性的な言動をする」と。	戒告、減給又は停職												
二十六	二十八の項のうち、児童又は生徒に性的な言動をする」と。	児童又は生徒に性的な言動をする」と。	戒告、減給又は停職												
二十七	二十九の項のうち、児童又は生徒に性的な言動をする」と。	児童又は生徒に性的な言動をする」と。	戒告、減給又は停職												
二十八	三十の項のうち、児童又は生徒に性的な言動をする」と。	児童又は生徒に性的な言動をする」と。	戒告、減給又は停職												
二十九	三十の項のうち、定期的に金銭、物品等の贈与又は貸与を受けること。	児童又は生徒に性的な言動をする」と。	戒告、減給又は停職												
三十	三十一の項のうち、定期的に金銭、物品等の贈与又は貸与を受けること。	児童又は生徒に性的な言動をする」と。	戒告、減給又は停職												
三十一	三十二の項のうち、定期的に金銭、物品等の贈与又は貸与を受けること。	児童又は生徒に性的な言動をする」と。	戒告、減給又は停職												
三十二	三十三の項のうち、定期的に金銭、物品等の贈与又は貸与を受けること。	児童又は生徒に性的な言動をする」と。	戒告、減給又は停職												
三十三	三十四の項のうち、定期的に金銭、物品等の贈与又は貸与を受けること。	児童又は生徒に性的な言動をする」と。	戒告、減給又は停職												
三十四	人を欺いて公金又は公物を交付させること。	児童又は生徒に性的な言動をする」と。	戒告、減給又は停職												

五十五	五十四の項のうち、常習的に賭博をすること。	停職又は免職
五十六	麻薬、覚醒剤等を所持し、又は使用すること。	免職
五十七	酩酊し、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野な、又は乱暴な言動をすること。	戒告又は減給
五十八	十八歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をすること。	停職又は免職
五十九	公共の乗物又は場所において痴漢行為、盗撮等をすること。	停職又は免職
六十	五十九の項のうち、常習的に痴漢行為、盗撮等をすること。	免職
六十一	暴行若しくは脅迫を用い、又は心神喪失若しくは抗拒不能に乘じてわいせつな行為をすること。	免職
六十二	酒酔い運転をすること。	免職
六十三	酒気帯び運転をすること。	免職
六十四	酒気帯び運転により人身、対物損壊等の事故を起こすこと。	免職
六十五	酒酔い運転又は酒気帯び運転となることを知りながら、運転する者に飲酒を勧めること又は酒酔い運転又は酒気帯び運転の車に同乗すること。	免職
六十六	交通事故（六十二の項から六十五の項までに係るもの）により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせること。	減給、停職又は免職
六十七	六十六の項のうち、交通事故を起こし、講すべき措置を怠ること。	停職又は免職
六十八	交通事故（六十二の項から六十五の項までに係るもの）により多数の人に傷害を負わせること。	減給又は減給
六十九	六十八の項のうち、交通事故を起こし、講すべき措置を怠ること。	減給又は停職
七十	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反（六十二の項から六十五の項までに係るもの）を除く。)をすること。	戒告、減給又は停職
七十一	七十の項のうち、当該交通法規違反が原因となる事故を起こし、講すべき措置を怠ること。	停職又は免職

（職員の退職管理に関する条例の一部改正）

第三条 職員の退職管理に関する条例（平成二十三年大阪府条例第六号）の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(再就職の支援の方針)

第二条 府における職員の再就職の支援については、府の材人バンク制度（営利企業（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。以下同じ。）又は営利企業以外の法人その他の団体（国、国際機関、他の地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「公共団体等」という。）を含む。以下この条及び第七条において同じ。）から営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体に対する求職に係る情報を、それぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組みをいう。以下同じ。）その他のこの条例の定めるところによることとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第三条 職員であつた者であつて離職後に営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人その他の団体（公共団体等を除く。）をいう。以下の条、第十一条及び第十三条において同じ。）の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十一条第二項に規定する退職派遣者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していいた府の執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。）又は議会の事務局（以下「府の執行機関の組織等」という。）の職員に対し、府と当該営利企業等若しくはその子法人（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に對して行わられる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する处分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするよう、又はしないよう要求し、又は依頼してはならない。

2-17 (略)

第八条 (略)

(職員の勤続期間)

第九条 第二号)第三十二条第一項の条例で定める勤続期間は、府に採用された日から離職した日

改正前

(再就職の支援の方針)

第二条 府における職員の再就職の支援については、知事が特に必要と認めるものを除き、府の材人バンク制度（営利企業（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。以下同じ。）又は営利企業以外の法人その他の団体（国、国際機関、他の地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「公共団体等」という。）を含む。以下この条及び第七条において同じ。）から営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体に対する求職に係る情報を、それぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組みをいふこととする。

(再就職者による依頼等の規制)

第三条 職員であつた者であつて離職後に営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人その他の団体（公共団体等を除く。）をいう。以下の条、第十一条及び第十三条において同じ。）の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していいた府の執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。）又は議会の事務局（以下「府の執行機関の組織等」という。）の職員に対し、府と当該営利企業等若しくはその子法人（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に對して行わられる行政手續法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する处分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするよう、又はしないよう要求し、又は依頼してはならない。

2-17 (略)

第八条 (略)

までの期間（退職手当通算予定職員（第三条第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）として退職手当通算法人（同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の地位に就いていた期間を含む。）とする。

（出資法人等への再就職の禁止の適用除外）

第十条 職員基本条例第三十二条第二項第三号

の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）その他の法令の定める職業の安定に関する事務による場合
- 二 職員基本条例第三十二条第一項各号に規定する事務による場合
- 三 職員基本条例第三十二条第一項各号に規定する法人が行う公募による場合
- 四 退職手当通算予定職員として退職手当通算法人の地位に就く場合

（他の職員についての依頼等の規制）

- 第一条 職員基本条例第三十二条の条例で定める行為は、職員が、営利企業等に対し、他の職員をその離職後に、又は職員であつた者を、当該営利企業等又はその子法人（第二条第一項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的としてする次の行為とする。
 - 一 当該職員又は職員であつた者に関する情報を探し、又は当該地位に関する情報の提供を依頼すること。
 - 二 当該職員をその離職後に、又は職員であつた者を、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを要求し、又は依頼すること。
- 二 職員基本条例第三十三条ただし書に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 人材バンク制度により再就職の支援を行う場合
 - 二 職員基本条例第三十二条第二項第二号の規定により出資法人等の役員等の地位に知事が推薦する事務として行う場合
 - 三 職業安定法その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合
 - 四 職員の分限に関する条例第八条第八項の規定による支援として行う場合
 - 五 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合

（地方警察職員への適用除外）

- 第十二条 前三条の規定は、職員のうち警察法（昭和二十九年法律第百六十一号）第五十六条第二項に規定する地方警察職員である職員については、適用しない。

附 則

1 (略)

2 (地方警察職員への適用期日)

2 職員のうち警察法第五十六条第二項に規定する地方警察職員である職員については、第二条、第七条及び第八条の規定は、平成二十四年三月三十一日から適用する。

1 (略)

2 (地方警察職員への適用期日)

2 職員のうち警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員である職員については、第二条、第七条及び第八条の規定は、平成二十四年三月三十一日から適用する。

(附 則)
(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、同年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為に係る法第二十八条第一項及び第二項に規定する処分については、第一条の規定による改正後の職員の分限に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為に係る法第二十九条第一項に規定する処分については、第二条の規定による改正後の職員の懲戒に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

4 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(休職者の給与) 第29条 (略)		
2-4 (略)		
5 職員が職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第四条各号に掲げる理由に該当して休職にされたとき(次項に掲げるときを除く。)は、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。		
6 職員が職員の分限に関する条例第四条第二号に掲げる理由に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。(略)		
(休職者の給与) 第29条 (略)		
2-4 (略)		
5 職員が職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第二条各号に掲げる理由に該当して休職にされたとき(次項に掲げるときを除く。)は、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。		
6 職員が職員の分限に関する条例第二条第二号に掲げる理由に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。(略)		

(職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例の一部改正)

5 職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例（平成二十三年大阪府条例第三号）の一部を次のようにより改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(職員の給料の特例)

第一条 職員（次条第一項に規定する第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。以下この条において同じ。）の給料の月額は、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十日までの間（以下「特例期間」という。）において、職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年大阪府条例第十三号。以下「給与条例等一部改正条例」という。）附則第七項から第九項まで並びに職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号。以下「給与条例の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号）第十六条第二項、職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年大阪府条例第一百四十七条）第三条第一項、職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十二号）第七条、外國の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年大阪府条例第一号）第四条第一項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十一号）第四条、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条並びに公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）の規定にかかるわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

2・3 (略)

(任期付研究員等の給料の特例)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年大阪府条例第七十号。以下の項において「任期付研究員採用等条例」という。）第四条に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号。以下この項において「任期付職員採用等条例」という。）第六条第一号に規定する特定任期付職員の給料の月額は、特例期間において、任期付研究員採用等条例第五条第一項、第二項、第四項及び第五項、任期付職員採用等条例第七条第一項、第二項及び第四

改正前

(職員の給料の特例)

第一条 職員（次条第一項に規定する第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。以下この条において同じ。）の給料の月額は、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十日までの間（以下「特例期間」という。）において、職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年大阪府条例第十三号。以下「給与条例等一部改正条例」という。）附則第七項から第九項まで並びに職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号。以下「給与条例の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号）第十六条第二項、職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年大阪府条例第一百四十七条）第三条第一項、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十二号）第十三条、外國の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年大阪府条例第一号）第四条第一項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十一号）第四条、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条並びに公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）の規定にかかるわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、これらの額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

2・3 (略)

(任期付研究員等の給料の特例)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号。以下の項において「任期付研究員採用等条例」という。）第四条に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号。以下この項において「任期付職員採用等条例」という。）第六条第一号に規定する特定任期付職員の給料の月額は、特例期間において、任期付研究員採用等条例第五条第一項、第二項、第四項及び第五項、任期付職員採用等条例第七条第一項、第二項及び第四

項、給与条例、職員の育児休業等に関する条例第二十一条、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十六条第二項、職員の高齢者部分休業に関する条例第三条第一項、職員の懲戒に関する条例第七条、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例第四条第一項並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第四条の規定にかかるわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、これらの額の当該各号に定める割合に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

項、給与条例、職員の育児休業等にに関する条例
第二十一条、職員の勤務時間、休日、休暇等に
関する条例第十六条第二項、職員の高齢者部分
休業にに関する条例第三条第一項、職員の懲戒の
手続及び効果にに関する条例第三条、外国の地方
公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等
にに関する条例第四条第一項並びに公益的法人
等への職員の派遣等にに関する条例第四条の規
定にかかわらず、これらの規定により定められ
る額から、次の各号に掲げる職員の区分に応
じ、これらの額の当該各号に定める割合に相当
する額(その額に一円未満の端数を生じたとき
は、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

6 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

示すように改正する。

		改正後
7	第十三条 （年次休暇） （略）	6 職員の分限に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十一号）第四条第一号に規定する事由に該当し休職にされ復職した職員、公益的人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十一号）第二条第三項第一号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第九十二条第三項の職員の派遣後職務に復帰した職員その他の任命権者が人事委員会と協議して定める職員のその年の年次休暇の日数は、人事委員会規則で定める。 （略）
7	第十三条 （年次休暇） （略）	6 職員の分限に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十一号）第二条第一号に規定する事由に該当し休職にされ復職した職員、公益的人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十一号）第二条第三項第一号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第九十二条第三項の職員の派遣後職務に復帰した職員その他の任命権者が人事委員会と協議して定める職員のその年の年次休暇の日数は、人事委員会規則で定める。 （略）

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例)一部改

7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に併せて示すように改正する。

	改正後	改正前
2 第二条 (略)	(職員の派遣)	(職員の派遣)
2 第二条 (略)	(略)	(略)

(職員の派遣)	
第二条	(略)
五 場合 (略)	一 一四 (略)
五 (派遣職員の職務への復帰)	五 地方公務員法第二十八条第二項各号若し くは職員の分限に関する条例(昭和二十六年 大阪府条例第四十一号)第四条(府費負担教 職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和三十 一年大阪府条例第二十九号))の規定において その例による場合を含む。以下同じ。)各号 のいずれかに掲げる事由に該当して休職にさ れ、又は同法第二十九条第一項各号のいず れかに掲げる事由に該当して停職にされて いる職員その他の同法第三十五条に規定す る法律又は条例の特別の定めに基づき職務 に専念する義務を免除されている職員
五 (派遣職員の職務への復帰)	五 地方公務員法第二十八条第二項各号若し くは職員の分限に関する条例(昭和二十六年 大阪府条例第四十一号)第二条(府費負担教 職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和三十 一年大阪府条例第二十九号))の規定において その例による場合を含む。以下同じ。)各号 のいずれかに掲げる事由に該当して休職にさ れ、又は同法第二十九条第一項各号のいず れかに掲げる事由に該当して停職にされて いる職員その他の同法第三十五条に規定す る法律又は条例の特別の定めに基づき職務 に専念する義務を免除されている職員
五 (派遣職員が地方公務員法第二十八条第二 項各号のいずれか又は職員の分限に関する 条例第四条第二号に該当することとなつた 場合 (略)	五 地方公務員法第二十八条第二項各号若し くは職員の分限に関する条例(昭和二十六年 大阪府条例第四十一号)第三条(府費負担教 職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和三十 一年大阪府条例第二十九号))の規定において その例による場合を含む。以下同じ。)各号 のいずれかに掲げる事由に該当して休職にさ れ、又は同法第二十九条第一項各号のいず れかに掲げる事由に該当して停職にされて いる職員その他の同法第三十五条に規定す る法律又は条例の特別の定めに基づき職務 に専念する義務を免除されている職員
五 (派遣職員が地方公務員法第二十八条第二 項各号のいずれか又は職員の分限に関する 条例第二条第二号に該当することとなつた 場合 (略)	五 地方公務員法第二十八条第二項各号若し くは職員の分限に関する条例(昭和二十六年 大阪府条例第四十一号)第三条(府費負担教 職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和三十 一年大阪府条例第二十九号))の規定において その例による場合を含む。以下同じ。)各号 のいずれかに掲げる事由に該当して休職にさ れ、又は同法第二十九条第一項各号のいず れかに掲げる事由に該当して停職にされて いる職員その他の同法第三十五条に規定す る法律又は条例の特別の定めに基づき職務 に専念する義務を免除されている職員

一四
（略）
五
大阪府条例第四十一号）第四条（府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和三十二年大阪府条例第二十九号）の規定において、その例による場合を含む。以下同じ。）各号のいづれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第二十九条第一項各号のいづれかに掲げる事由に該当して停職にされる職員その他の同法第三十五条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

と
公益的法人等への職員の派遣等は関する条例（平成十三年大阪府条例第七十
一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定は併せて示すように改正する。

9 府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和三十一年大阪府条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

示すように改正する。

改正後

改正前

(職員基本条例の適用等)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十二条及び第四十三条第三項の規定により、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「府費負担教職員」という。)の分限及び懲戒に関し府の条例で定めることとされている事項については、「職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第 号)第八章に定めるもの」のほか、府立学校の職員の例による。

(分限条例等の適用除外)

第二条 前条の規定にかかわらず、職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号。以下「分限条例」という。)第七条第三項及び第六項、第八条第六項並びに職員の懲戒に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十二号。以下「懲戒条例」という。)第四条第二項の規定は、大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の府費負担教職員には、適用しない。

(分限条例等の適用に係る読み替え)

別表 の項 懲戒 条例 十八 八項	分限 条例 第八 条第 八項	職員の退職管理 (平成二十三年 大阪府条例第六 号)第二条に規 定する人材バ ンク制度その他 に条例で定める ところにより 以外の法人	当該任命権 者の属する 市町以外の 法人
府			
市町			

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十二条及び第四十三条第三項の規定により、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「府費負担教職員」という。)の分限及び懲戒に関し府の条例で定めることとされている事項については、「府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十二号。以下「懲戒条例」という。)」の規定による。